

令和3年度北海道労働局行政運営方針 取組結果報告（上半期）

（令和3年度 第1回 北海道労働局地方労働審議会提出資料）

令和3年11月 北海道労働局

令和3年度 北海道労働局行政運営方針取組結果報告（上半期） 目次

雇用環境・均等部における重点施策

1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職場環境整備

- (1) 妊婦等に対する職場環境整備 --- 1
- (2) 良質な雇用型テレワークの導入・定着促進 --- 2

2 女性活躍・男性の育児休業取得の推進

- (1) 女性活躍推進法の対象拡大に向けた中小企業への支援等 --- 4
- (2) 不妊治療を受けやすい休暇制度等の職場環境の整備の推進 --- 4
- (3) 子育て等により離職した女性の再就職の支援 --- 4
- (4) 男性の育児休業取得の促進をはじめとする仕事と家庭の両立支援の推進 --- 5

3 「新たな日常」における働き方改革実現に向けた取組

- (1) 生産性を高めながら労働時間の縮減や賃金引上げに取り組む事業者等の支援 --- 8
- (2) 働き方改革推進支援センターによる支援 --- 8
- (3) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保 --- 8
- (4) 非正規雇用労働者のキャリアアップの推進 --- 9
- (5) 派遣労働者の同一労働同一賃金の周知・啓発 --- 9
- (6) 年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進 --- 9
- (7) 長時間労働につながる取引環境の見直し --- 10
- (8) 労働施策総合推進法に基づく協議会等について --- 10

4 総合的なハラスメント対策の推進

- (1) 職場におけるハラスメント撲滅対策の全国集中実施 --- 12
- (2) 中小企業へのハラスメント対策取組支援 --- 12

5 個別労働関係紛争の解決の促進

- (1) 総合労働相談コーナーの適正運営 --- 13
- (2) 効果的な助言・指導の実施及びあっせんの実施 --- 13
- (3) 関係機関・団体との連携 --- 13

労働基準部における重点施策

1 ウィズコロナ時代に安全で健康に働くことができる職場づくり

(1) 職場における新型コロナウイルス感染防止対策等の推進	---	14
(2) 働き方改革における長時間労働の抑制及び中小企業や適用猶予事業・業務を中心とした改正労働基準法等の周知や新たな働き方に対応した適正な労務管理の導入支援	---	15
(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備	---	17
(4) 労働条件の確保・改善対策	---	23
(5) 迅速かつ公正な労災保険の給付	---	25
2 最低賃金制度の適切な運営等	---	26
職業安定部における重点施策		
1 雇用の維持・継続に向けた支援	---	27
2 ハローワークシステムの刷新を踏まえた職業紹介業務の充実・強化について	---	28
3 業種・職種・地域を超えた再就職等の促進		
(1) 職業訓練を通じた職業スキルや知識の習得の促進	---	29
(2) 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等への業種・職種を超えた再就職等の支援	---	30
(3) 「雇用対策協定」等による地方公共団体との連携	---	31
4 非正規雇用労働者等の再就職支援		
(1) 非正規雇用労働者等に対する個々の状況に応じたきめ細かな担当者制支援	---	33
(2) 求職者支援訓練による再就職支援	---	34
(3) ハローワークにおける生活困窮者等の就労支援	---	35
(4) 新規学卒者等への就職支援	---	36
5 人材不足分野への就職支援		
(1) 雇用と福祉の連携による離職者への介護分野への就職支援	---	37
(2) 人材不足分野のマッチング	---	38
6 就職氷河期世代活躍支援プランの実施		
(1) チーム制による伴走型支援	---	39
(2) 北海道就職氷河期世代活躍支援プラットフォームにおける取組及び地域若者サポートステーションとの連携	---	40
(3) 民間事業者のノウハウ等を活かした不安定就労者の就職支援の実施	---	42
7 高齢者の就労・社会参加の促進		

(1) 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢労働者の 処遇改善を行う企業への支援	---	43
(2) ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援 の拡充	---	43
(3) 高年齢者雇用確保未実施企業に対する指導	---	43
(4) 労働災害防止に向けた取組	---	43
(5) シルバー人材センターなどの地域における多様な就業機会の 確保	---	43
8 障害者の就労促進		
(1) 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化	---	45
(2) 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応 した就労支援の強化	---	45
(3) 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援の推進	---	46
9 外国人に対する支援		
(1) 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施、 外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援	---	47
(2) 技能実習生を含めた外国人労働者の労働災害防止対策	---	47
(3) 北海道と連携した地域における外国人労働者の受入れ・定着の ためのモデル事業の実施	---	47
(4) 外国人求職者等に対する就職支援	---	47
10 求職者の状況に応じた就職等の支援		
(1) 季節労働者に対するきめ細かな就職支援等による通年雇用化の 促進	---	50
(2) 刑務所出所者等の就労支援	---	51
令和3年度北海道労働局の行政目標（数値目標）	---	52

重点施策	雇用環境・均等部における重点施策															
テーマ	1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職場環境整備															
取組目標	(1) 妊婦等に対する職場環境整備 ①妊婦に対する母性健康管理措置の確実な実施 ②仕事と育児・介護の両立支援 (2) 良質な雇用型テレワークの導入・定着促進															
取組結果	(1) 妊婦等に対する職場環境整備 ①妊婦等に対する母性健康管理措置の確実な実施 ア 令和3年7月1日に改正された「母性健康管理指導事項連絡カード」について、各関係団体（経済団体、労働組合、地方公共団体、医師会等）への周知とともに、傘下団体等に対する周知についても協力を依頼した。【資料1-1】 また、「母性健康管理指導事項連絡カード」をより多くの女性労働者に活用してもらうために、厚労省の委託者が運営する「女性にやさしい職場づくりナビ」を当局HPへ掲載し周知した。 イ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できるよう、有給の休暇制度を設けて取得させる事業主への支援として助成金の活用を促し職場環境整備の促進を図った。 <p style="text-align: right;">(各年度9月末現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>母性健康管理措置による休暇取得 支援助成金申請件数(雇用勤定)</th> <th>母性健康管理措置による休暇取得 支援助成金申請件数(一般会計)</th> <th>母性健康管理措置による休暇制度 導入助成金申請件数(労災勤定)</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度上半期</td> <td style="text-align: center;">92件</td> <td style="text-align: center;">20件</td> <td style="text-align: center;">7件</td> <td style="text-align: center;">119件</td> </tr> <tr> <td>令和2年度上半期</td> <td style="text-align: center;">16件</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: center;">0件</td> <td style="text-align: center;">17件</td> </tr> </tbody> </table> ウ 緊急事態宣言等においても計画的な報告徴収を行い、男女雇用機会均等法の履行確保を図るとともに、妊婦からの妊娠等理由の不利益取扱いに係る相談については、丁寧に対応し、必要に応じて紛争解決援助を行った。 ②仕事と育児・介護の両立支援 ア 小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者に対して有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額を支給する、小学校休業等対応助成金の支給及び特別相談窓口を設置（～R3.6.30）するとともに、育児休業や介護休業等の取組に係る両立支援等助成金の周知に努めた。 小学校等の臨時休業等に関する相談は、事業所、社労士、労働者等から令和3年4月から9月末において1,000件を超える相談があった。また、労働者から事業主に対して休業に係る助成金について制度説明を依頼された場合には、制度の内容、申請の流れ等について事業主に対し説明し、助成金の利用を働きかけた。		母性健康管理措置による休暇取得 支援助成金申請件数(雇用勤定)	母性健康管理措置による休暇取得 支援助成金申請件数(一般会計)	母性健康管理措置による休暇制度 導入助成金申請件数(労災勤定)	計	令和3年度上半期	92件	20件	7件	119件	令和2年度上半期	16件	1件	0件	17件
	母性健康管理措置による休暇取得 支援助成金申請件数(雇用勤定)	母性健康管理措置による休暇取得 支援助成金申請件数(一般会計)	母性健康管理措置による休暇制度 導入助成金申請件数(労災勤定)	計												
令和3年度上半期	92件	20件	7件	119件												
令和2年度上半期	16件	1件	0件	17件												

(令和3年9月末現在)

	支給申請件数	対象労働者数	支給決定件数	取下げ・返戻等
両立支援等助成金育児休業等支援コース (新型コロナウイルス感染症対応特例)	199件	432人	73件	73件

* 上記コースは令和3年度に新設

イ 令和3年9月30日、新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業等の拡大により、小学校休業等対応助成金及び「特別相談窓口」を再開した。再開に係る広報は、当局HPに掲載するほか、全道の監督署・ハローワークに協力依頼、関係機関、使用者団体、労働団体にリーフレットを送付し周知を依頼した。【資料1-2、1-3】

(2) 良質な雇用型テレワークの導入・定着促進

令和3年3月に「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン(以下『改正テレワークガイドライン』という。)」が改正されたことに伴い、5月に労使団体等約350団体に対し、改正テレワークガイドラインの周知、良質なテレワークを新規導入し実施するための人材確保等支援助成金(テレワークコース)の周知、更に個別相談対応窓口として北海道働き方改革推進支援センター及びテレワーク相談センターを周知することにより、テレワーク普及・促進に向けた周知協力を依頼した。

また、令和3年8月には、北海道庁と連携し、人材確保等支援助成金(テレワークコース)とテレワーク環境整備事業費補助金(道補助金)の活用促進のため、使用者団体(7団体)を訪問し、制度内容の説明と団体傘下企業等への周知を依頼した。

さらに、テレワーク相談センターにおいて今年度10回実施予定のテレワークセミナー開催の案内を北海道働き方改革推進支援センターと連携して周知するとともに、北海道働き方推進支援センターにおいてもテレワーク導入支援のためのオンラインセミナーを開催して普及促進に努めている。

進捗を踏まえた下半期の取組

(1) 妊婦等に対する職場環境整備

①妊婦等に対する母性健康管理措置の確実な実施

引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により有給休暇を取得させた事業主へ、迅速な審査により助成金を支給するとともに、事業主の理解が得られない労働者から相談があった場合は、相談者の意向を確認のうえ、丁寧な働きかけを事業主に行い助成金制度の利用を促すこととする。

また、新型コロナウイルス感染状況に留意しつつ、報告徴収を実施し、法の履行確保を図る。

②小学校休業等対応助成金の利用促進

令和3年9月30日から再開された「小学校休業等対応助成金」の迅速な審査に努めるとともに、「特別相談窓口」において、労働者等からの相談内容に応じて、事業主への助成金の活用を働きかけ、仕事と育児の両立を支援する。

(2) 良質な雇用型テレワークの導入・定着促進

道内企業のテレワーク導入状況の把握に努めるとともに、引き続き良質なテレワークの普及促進を図るため、改正テレワークガイドラインの周知を図るとともに、本省主催による「テレワークセミナー」の受講勧奨を実施する。

また、北海道庁と連携し「ホワイト・テレワーク・デイズ」の取組推進、人材確保等支援助成金(テレワークコース)及びテレワーク環境整備事業費補助金(道補助金)の活用促進を図る。

さらに、テレワーク相談センターと北海道働き方改革推進支援センターの連携による個別相談対応の充実、セミナー開催等による支援を行う。

担当部署

雇用環境・均等部企画課・指導課

重点施策	雇用環境・均等部における重点施策
テーマ	2 女性活躍・男性の育児休業取得の推進
取組目標	<p>(1) 女性活躍推進法の対象拡大に向けた中小企業への支援等</p> <p>(2) 不妊治療を受けやすい休暇制度等の職場環境の整備の推進</p> <p>(3) 子育て等により離職した女性の再就職の支援 ※職業安定部において実施</p> <p>(4) 男性の育児休業取得の促進をはじめとする仕事と家庭の両立支援の推進</p> <p>①育児・介護休業法の周知及び履行確保</p> <p>②男性の育児休業取得促進等をはじめとする仕事と育児・介護の両立ができる職場環境整備</p> <p>③次世代育成支援対策の推進</p>
取組結果	<p>(1) 女性活躍推進法の対象拡大に向けた中小企業への支援等</p> <p>中小企業が女性活躍の行動計画策定の取組みを進めるため、一般事業主行動計画策定・届出が努力義務である企業（300人以下）へ、策定から届出までの一貫した支援を行う「中小企業のための女性活躍推進事業」（厚労省委託事業）の活用を勧めるとともに、令和4年4月から一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務が101人以上300人以下の事業主まで拡大することを通知し、早期策定に努めるよう働きかけた。</p> <p>【資料1-4】</p> <p>また、新たに行動計画策定・届出等を行う企業には、「女性の活躍推進企業データベース」の利点（①業界内・地域内における自社の位置付け把握、②自社の取組み状況を学生求職者等にアピール可能等）を案内し、利用を勧奨した。</p> <p>併せて「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定の取得について働きかけた結果、新たに2社を「えるぼし」認定し、道内認定企業は16社となった。</p> <p>(2) 不妊治療を受けやすい休暇制度等の職場環境の整備の推進</p> <p>北海道、札幌市及び不妊専門相談センター等の関係機関と連携し、「不妊治療を受けながら働き続けられる職場作りのためのマニュアル」等を活用し、不妊治療と仕事の両立を支援するための周知を行った。</p> <p>また、当局HPの雇用環境・均等ページにおいて、「不妊治療と仕事の両立について」の 카테고리を作成し、働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進コース）では、成果目標として不妊治療に係る特別休暇の導入も選択できることや両立支援等助成金の不妊治療両立支援コースについて周知・啓発を行った。</p> <p>(3) 子育て等により離職した女性の再就職の支援 ※職業安定部において実施</p> <p>マザーズハローワーク札幌及び道内ハローワークのマザーズコーナーにおいて、子育てがしやすい求人情報の提供、託児付きセミナーの実施、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等の就職支援を実施した。</p> <p>また、北海道や札幌市とも、女性の就業に関する支援メニューを相互紹介するなど連携した支援を実施した。</p>

【マザーズハローワーク札幌における「パソコン短期セミナー」(5日間)】

2回開催、参加者数19名(うち託児利用者延べ10名)(9月末現在)

※新型コロナウイルス感染症の影響で期間中4回中止となった。

【担当者制による重点支援対象者の就職率】

令和3年度(9月末現在) 98.6%

令和2年度(9月末現在) 97.5%

(4) 男性の育児休業取得の促進をはじめとする仕事と家庭の両立支援の推進

① 育児・介護休業法の周知及び履行確保

ア 直近の法改正に係る子の看護休暇・介護休暇の時間単位での取得等を重点に計画的な報告徴収の実施により、法の履行確保及び周知を図った。

イ 育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる相談等については、労使の自主的な解決に向けたアドバイスをするとともに、相談者の意向を踏まえ、報告徴収等の行政指導及び紛争解決の援助の実施により法の履行確保を図った。

【是正指導件数】

(各年度9月末現在)

	均等法	育介法	パ有法	労推法	計
令和3年度上半期	16件	543件	27件	5件	591件
令和2年度上半期	43件	83件	33件	18件	177件

② 男性の育児休業取得促進等をはじめとする仕事と育児・介護の両立ができる職場環境整備

ア 育児休業制度や配偶者が妊娠・出産した際に個別に制度を周知するための措置について、計画的な報告徴収の実施により、法の履行確保及び周知を図った。

イ 地域包括支援センター等からの依頼を受け研修を実施し、介護休業制度等について周知を図った。

ウ 当局HPの雇用環境・均等ページに「仕事と家庭の両立」や「雇用均等政策」の 카테고리を作成し、改正育児・介護休業法や助成金の周知を図った。

令和3年度上期の両立支援等助成金の申請件数は549件で、内、子育てパパ支援助成金(男性労働者の育休・男性労働者の育児目的休暇)は151件となった。

(各年度9月末現在)

	両立支援等助成金申請件数	内、子育てパパ支援助成金
令和3年度上半期	549件	151件
令和2年度上半期	237件	123件

③ 次世代育成支援対策の推進

新たに把握した義務企業や、行動計画の終了する企業に対し、次期行動計画の策定・届出等を行うよう個別に働きかけ、継続的に次世代育成支援の取組みが行われるよう促した。

「くるみん」「プラチナくるみん」認定企業の拡大に向けて、行動計画の目標を達成した企業に対し、認定の申請につながるよう丁寧な相談対応を行い、5社「くるみん」認定し、道内の「プラチナくるみん」認定企業は2社、「くるみん」認定企業は47社となった。

進捗を踏まえた下半期の取組

(1) 女性活躍推進法の対象拡大に向けた中小企業への支援等

令和4年4月から一般事業主行動計画策定・届出が義務となる101人以上～300人以下の企業に対して、文書・局HP等により周知啓発を行う。

また、改正女性活躍推進法の説明会をオンラインにより開催する。

引き続き「女性の活躍推進企業データベース」の活用を促し、併せて「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定取得について働きかける。

(2) 不妊治療を受けやすい休暇制度等の職場環境の整備の推進

引き続き当局HPにおいて、「不妊治療と仕事の両立について」周知・啓発を行うほか、「働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進コース）の活用相談の際には、特別休暇導入予定事業主に不妊治療特別休暇の導入について働きかけを行うとともに、両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）の活用促進を図る（※働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進コース）は令和3年10月15日で交付申請受付終了）。

(3) 子育て等により離職した女性の再就職の支援 ※職業安定部において実施

引き続き、子育てと仕事の両立を望む女性等にマザーズハローワーク等において、子育てがしやすい求人情報の提供や、託児付きセミナーやパソコン短期セミナーの実施、担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介等の就職支援を実施する。

また、引き続き女性の就業支援について、北海道や札幌市とも連携して実施していく。

(4) 男性の育児休業取得の促進をはじめとする仕事と家庭の両立支援の推進

① 育児・介護休業法の周知及び履行確保

ア 改正育児・介護休業法が令和3年6月9日に公布されたことから、産後パパ育休制度の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化等の法改正の内容について、説明会の開催等により周知を図る。【資料1-5】

イ 報告徴収の実施や紛争解決援助制度の活用により、引き続き法の履行確保を図る。

②男性の育児休業取得促進等をはじめとする仕事と育児・介護の両立ができる職場環境整備

引き続き改正法や諸制度について広く周知を図るほか、経済・事業主団体に「両立支援等助成金支給申請の手引き（2021年度版）」や助成金リーフレット等の提供、関係団体への広報紙掲載依頼など、あらゆる機会を捉えて助成金の周知及び活用促進を図る。

③次世代育成支援対策の推進

引き続き計画終期を迎える企業に対し、行動計画を速やかに策定・届出等を行うよう文書等で提出を勧奨し、「くるみん」「プラチナくるみん」認定申請についての広報を行い、認定取得に向けて早期の相談対応を行う。

担当部署

雇用環境・均等部企画課・指導課、職業安定部職業安定課

重点施策	雇用環境・均等部における重点施策									
テーマ	3 「新たな日常」における働き方改革実現に向けた取組									
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生産性を高めながら労働時間の縮減や賃金引上げに取り組む事業者等の支援 (2) 働き方改革推進支援センターによる支援 (3) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保 (4) 非正規雇用労働者のキャリアアップの推進 (5) 派遣労働者の同一労働同一賃金の周知・啓発 ※職業安定部において実施 (6) 年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進 (7) 長時間労働につながる取引環境の見直し (8) 労働施策総合施策推進法に基づく協議会等について 									
取組結果	<p>(1) 生産性を高めながら労働時間の縮減や賃金引上げに取り組む事業者等の支援</p> <p>当局HPにおいて「働き方改革推進支援助成金」の案内及び活用にあたっての留意事項を掲載し周知を図った。また、「業務改善助成金」についてはHP周知のほか、制度拡充等による活用促進について、事業主団体宛て依頼を行った。</p> <p style="text-align: right;">(各年度9月末現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>働き方改革推進支援助成金申請件数</th> <th>業務改善助成金申請件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度上半期</td> <td>169件</td> <td>104件</td> </tr> <tr> <td>令和2年度上半期</td> <td>421件</td> <td>8件</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 令和2年度の働き方改革推進支援助成金は、新型コロナウイルス感染症対策として「職場意識改善特例コース」が新設されたことにより急増(R2年度中に終了)</p> <p>(2) 働き方改革推進支援センターによる支援</p> <p>中小企業・小規模事業者の利用促進のため、働き方改革推進支援センターにおいてラジオCM、新聞社WEB広告、財界さっぽろ等のメディアを活用する等により効果的な周知活動を行った。</p> <p>センターのセミナー実績については、新型コロナウイルス感染症拡大に係る緊急事態宣言等が発出された期間は人を集めてのセミナーを中止せざるを得ず、WEBを使用したセミナーを主体として開催したものの、年間目標50回に対し、上半期の実施は17回と年間目標の34.0%となった。</p> <p>商工団体等への出張相談窓口設置については、本年度から新たに北海道庁及び総合振興局と連携して北海道が設置する「働き方改革関連特別相談窓口」に定期的な専門家派遣を行い、北海道全域を網羅した相談体制を整えた。</p> <p>商工団体等への窓口相談派遣の申込は年間目標250件に対し、256件と年間目標を達成した。</p> <p>また、個別訪問申込件数は年間目標500件に対し、257件と目標の51.4%となっている。</p> <p>(3) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保</p>		働き方改革推進支援助成金申請件数	業務改善助成金申請件数	令和3年度上半期	169件	104件	令和2年度上半期	421件	8件
	働き方改革推進支援助成金申請件数	業務改善助成金申請件数								
令和3年度上半期	169件	104件								
令和2年度上半期	421件	8件								

本年4月より全面施行されたパートタイム・有期労働法について報告徴収により企業の雇用管理について聴取し必要に応じて指導等を行い履行確保を図った(18件(9月末現在))。

パートタイム労働者や有期雇用労働者の均等・均衡待遇を含め、働き方改革の実現に係る相談に対応した。(707件(9月末現在))

また、北海道働き方改革推進支援センターにおいて、セミナー等を開催した(再掲)。

(4) 非正規雇用労働者のキャリアアップの推進

無期転換ルール及びキャリアアップ助成金の周知を図り、無期転換及び正社員化を促進した。

(各年度9月末現在)

	キャリアアップ助成金(正社員化コース)申請件数	キャリアアップ助成金を活用した正社員転換数
令和3年度上半期	1,129件	2,156人
令和2年度上半期	1,131件	1,333人

(5) 派遣労働者の同一労働同一賃金の周知・啓発 ※職業安定部において実施

ア 指導監督

労働者派遣事業が適正に運営されるよう、派遣元事業所及び派遣先に対し訪問・呼出による指導監督を実施している。

令和3年度実施数(9月末現在) 259件

令和2年度実施数(9月末現在) 51件

令和元年度実施数(9月末現在) 190件

イ 集団指導

(ア) 労働者派遣事業講習会

新規に労働者派遣事業を行う予定の事業主等に対し、労働者派遣事業制度や許可要件及び留意点、派遣労働者の同一労働同一賃金制度を含む許可後の事業運営等について説明している。

開催回数：1回 参加数：2事業所

(イ) 同一労働同一賃金説明会

派遣元及び派遣先事業主等を対象として、同一労働同一賃金制度や労働者派遣法第30条の4第1項に基づく労使協定の作成について説明をしている。

開催回数：2回 参加数：5事業所

(ウ) 労働者派遣セミナー

求職者等を対象として、同一労働同一賃金制度を含む労働者派遣制度の仕組みや派遣労働する際の注意点等を説明している。

開催回数：8回 参加数：40人

(6) 年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進

春季及び夏季における年次有給休暇の取得促進について、広報、ホームページに掲載を行い、企業団体等への会員企業に有給の計画的付与制度の導入等について周知、広報要請を実施した。

(7) 長時間労働につながる取引環境の見直し

下請けを有する大企業・親事業者を選定し、11月の「しわ寄せ」防止キャンペーン月間を中心に働き方・休み方改善コンサルタントが企業に対して、大企業・親事業者の仕事のしわ寄せが下請等中小事業者に行かぬよう周知をすることとしている。

(8) 労働施策総合施策推進法に基づく協議会等について

「北海道働き方改革・雇用環境改善推進協議会」については、下期に書面開催を予定している。また、北海道地方労働審議会は下期に開催し、委員からの意見を頂戴することとしている。

進捗を踏まえた下半期の取組

(1) 生産性を高めながら労働時間の縮減や賃金引上げに取り組む事業者等の支援

引き続き労働時間等の設定改善に関して働き方・休み方改善コンサルタントが相談に対応する。また、企業への働きかけとともに、しわ寄せ防止に向けた要請を行う。働き方改革推進支援助成金及び業務改善助成金の迅速な審査に努め、業務改善助成金の制度拡充を引き続き周知し活用促進を図る。

(2) 働き方改革推進支援センターによる支援

個別訪問支援申込につなげるため更なる広報周知を行う。

(3) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

引き続き相談への丁寧な対応や報告徴収の実施によりパートタイム・有期雇用労働法の履行確保を図るとともに、北海道働き方改革推進支援センターではセミナー等を開催し、パートタイム労働者や有期雇用労働者の均等・均衡待遇を含め、働き方改革の実現に係る相談に対応する。

(4) 非正規雇用労働者のキャリアアップの推進

引き続き無期転換ルール及びキャリアアップ助成金の周知を図るほか、パート・有期法等の報告徴収時に労働契約法のリーフレットを配布し周知・啓発指導を行い、無期転換および正社員化を促進する。

(5) 派遣労働者の同一労働同一賃金の周知・啓発 ※職業安定部において実施

引き続き、派遣先の通常の労働者と均等・均衡待遇確保措置及び労使協定による待遇確保措置等が適切に履行されているか重点的に確認する集中的指導監督を実施するほか、労働者派遣事業の適正な事業運営の履行確保を目的とした定期指導を実施する。

上半期の指導監督状況を踏まえて、説明会やセミナーの説明内容と実施方法について、留意すべき内容を理解しやすくなるような説明とオンラインによる実施も取り込み、参加事業所数の増加を図る。

(6) 年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進

10月の年次有給休暇取得促進月間、冬季における年次有給休暇の取得促進について広報を行う。

(7) 長時間労働につながる取引環境の見直し

11月の「しわ寄せ」防止キャンペーン月間において、「しわ寄せ」防止に向けた周知啓発に取り組む。

(8) 労働施策総合施策推進法に基づく協議会等について

「北海道働き方改革・雇用環境改善推進協議会」については、協議会構成機関の活動報告や好事例を纏め構成員あて報告することとし、北海道地方労働審議会においては、頂戴した意見を踏まえた下期の行政運営の実施と次年度の行政運営方針（案）に対する意見を集約し運営方針（確定版）を策定する。

担当部署

雇用環境・均等部企画課・指導課、職業安定部需給調整事業課

重点施策	雇用環境・均等部における重点施策																		
テーマ	4 総合的なハラスメント対策																		
取組目標	(1) 職場におけるハラスメント撲滅対策の全国集中実施 (2) 中小企業へのハラスメント対策取組支援																		
取組結果	<p>(1) 職場におけるハラスメント撲滅対策の全国集中実施</p> <p>ア ハラスメント防止措置の実施及びカスタマーハラスメント対策としての望ましい取組について、計画的な報告請求等の実施により法の履行確保を図った。</p> <p>イ ハラスメント被害を受けた労働者からの相談については、相談者の意向を踏まえ、紛争解決援助制度等の活用により事案の解決を援助した。</p> <p>【ハラスメント相談件数】 (各年度9月末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>パワハラ</th> <th>セクハラ</th> <th>妊娠・出産</th> <th>育介ハラ</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度上半期</td> <td>258 件</td> <td>78 件</td> <td>12 件</td> <td>17 件</td> <td>365 件</td> </tr> <tr> <td>令和2年度上半期</td> <td>170 件</td> <td>100 件</td> <td>31 件</td> <td>23 件</td> <td>324 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 中小企業へのハラスメント対策取組支援</p> <p>本省で委託する専門家による中小企業への個別訪問等によるハラスメント防止対策への取組支援事業の活用について、計画的な報告徴収を実施した際に周知した。【資料1-6】</p>		パワハラ	セクハラ	妊娠・出産	育介ハラ	計	令和3年度上半期	258 件	78 件	12 件	17 件	365 件	令和2年度上半期	170 件	100 件	31 件	23 件	324 件
	パワハラ	セクハラ	妊娠・出産	育介ハラ	計														
令和3年度上半期	258 件	78 件	12 件	17 件	365 件														
令和2年度上半期	170 件	100 件	31 件	23 件	324 件														
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>(1) 職場におけるハラスメント撲滅対策の全国集中実施</p> <p>ア 企業のハラスメント防止措置の実施の促進について、12月の「ハラスメント撲滅月間」に事業主団体等に対して周知啓発を行う。</p> <p>イ 計画的な報告請求の実施による法の履行確保及び相談者の意向を踏まえた紛争解決援助制度等の活用による事案の解決の援助について、引き続き実施する。</p> <p>(2) 中小企業へのハラスメント対策取組支援</p> <p>ア 令和4年4月1日より、パワーハラスメント防止措置が中小企業においても義務化されることから、中小企業向けの説明会等を開催する。</p> <p>イ 本省委託事業の活用について、引き続き周知する。</p>																		
担当部署	雇用環境・均等部指導課																		

重点施策	雇用環境・均等部における重点施策
テーマ	5 個別労働関係紛争の解決の促進
取組目標	<p>(1) 総合労働相談コーナーの適正運営</p> <p>(2) 効果的な助言・指導の実施及びあっせんの実施</p> <p>(3) 関係機関・団体との連携</p>
取組結果	<p>(1) 総合労働相談員に対し、新型コロナウイルスに関するQ&A、法改正に係る留意について速やかに情報提供を行った。また、「あっせん」、「助言・指導」の受理時における事前協議やあっせん実施時に指導及び必要な情報提供を行った。</p> <p>(2) 助言・指導については、令和3年4月1日から令和3年9月末までに129件受理し、10日以内に全件実施している（9月末日現在）。 あっせんについては、令和3年4月1日から令和3年9月末までに95件受理し、同期間に68件が完結した。あっせんの参加は44件で、参加率は48.4%、2か月以内の完結率は74.7%であった。 *参考：令和2年度における個別労働紛争解決制度の施行状況【資料1-7】</p> <p>(3) あっせんが不調となり打ち切りとなった場合には、申請人に対し、関係機関（札幌地方裁判所、北海道労働委員会、法テラス等）のリーフレットを送付し、その後の紛争解決に向けての情報提供を行った。</p>
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>(1) 引き続き、「あっせん」、「助言・指導」受理時における事前協議やあっせん実施時に指導及び必要な情報提供を行うとともに、必要と判断される総合労働相談コーナーについては、個別に業務指導を実施する。</p> <p>(2) 引き続き、受理時における事前協議等を通じて、助言・指導等の効果的な実施に努める。 あっせんについては、参加の意思確認や日程調整を早急に行うこと等により、早期の実施に努めるとともに、被申請者にあっせん参加によるメリットを丁寧に説明することや、テレビあっせんなどの開催方法の工夫により、あっせん参加率の向上を目指す。</p> <p>(3) 労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡会議の連携事業等により、引き続き、労働相談機関や紛争解決機関との連携を図る。</p>
担当部署	雇用環境・均等部指導課

重点施策	労働基準部における重点施策
テーマ	1 ウイズコロナ時代に安全で健康に働くことができる職場づくり
取組目標	<p>(1) 職場における新型コロナウイルス感染防止対策等の推進</p> <p>① 新型コロナウイルス感染防止対策の推進</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業に対する適切な労務管理に関する啓発指導の実施</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症に係る的確な対応について</p>
取組結果	<p>健康確保対策では、「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～」について、関係団体へリーフレットを配布し、その活用を図る要請を行った。特に、署において新型コロナウイルス感染事例を把握した場合は、「感染拡大防止チェックリスト」を活用した感染拡大防止の要請及び職場の感染防止対策の周知を行った。【資料2-1】</p> <p>労働条件確保対策では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業場における大量整理解雇等の情報を把握した場合はもとより、大量整理解雇以外で感染症の影響により労働条件上問題が生じるおそれがある事案について、上半期(本年4月から9月末までをいう、以下同じ。)において、適切な労務管理を行うよう啓発指導等を356件実施した。</p> <p>また、企業倒産により賃金が未払いのまま退職を余儀なくされた労働者に対して、未払賃金立替払事業により早急な救済が図られるよう書類の簡略化等により迅速な処理を実施した。具体的には、上半期の認定状況は事業主行方不明を除き申請4件中2件を30日以内、同期の確認状況は申請66件中29件を20日以内に決定処理した。</p> <p>なお、上半期は総額で7事業場66人に対し約3,500万円の未払賃金立替払を行った。【資料2-2】</p> <p>労災補償対策では、新型コロナウイルス感染症に係る労災補償請求に対して、迅速かつ的確な調査及び決定に取り組んだ結果、令和3年9月末(累計)において新型コロナウイルス感染症に係る労災請求決定率は84.1%(決定件数1,597件/請求件数1,899件*100)に達し、全国平均のそれを上回った。</p>
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>新型コロナウイルス新規感染者数は減少傾向にあるものの、これから冬期を迎え予断を許さない状況であるため、上半期に引き続き、職場における新型コロナウイルス感染防止対策等を推進し、ウィズコロナ時代に安全で健康に働くことができる職場づくりを目指す。</p>
担当部署	労働基準部監督課、健康課、労災補償課

重点施策	労働基準部における重点施策
テーマ	1 ウイズコロナ時代に安全で健康に働くことができる職場づくり
取組目標	(2)働き方改革における長時間労働の抑制及び中小企業や適用猶予事業・業務を中心とした改正労働基準法等の周知や新たな働き方に対応した適正な労務管理の導入支援
取組結果	<p>上半期は2度にわたる緊急事態宣言で延べ2か月にわたり庁外活動が抑制されるなか、以下の取組を実施した。</p> <p>① 長時間労働の抑制</p> <p>長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る監督指導を 551 件実施し、393 件で労働基準関係法令違反(違反率 71.3%)が認められたので、是正を指導した。</p> <p>監督指導により労働時間に関する違反が認められた場合、労働時間相談・支援班又は北海道働き方改革推進支援センター等の活用により法違反の解消に向けた助言指導を行った。</p> <p>② 自動車運転者、建設業における勤務環境の改善</p> <p>ア 自動車運転者</p> <p>自動車運転者に関する指導等に関して、監督指導を 92 件実施して 85 件で労働基準関係法令違反(違反率 92.4%)が認められたので是正を指導し、労働時間管理適正化指導員を活用した指導を 35 件実施して労働基準関係法令等の周知を実施した。</p> <p>関係機関との通報事案は、当局から関係機関へ通報した件数は 15 件、関係機関から当局へ通報された件数は 2 件であった。</p> <p>関係団体との連携に関して、①本年 7 月 20 日に「労働条件改善のための指導監督の強化等及び合同監督・監査に係る連絡会議」を開催して通報制度の運用、②本年 9 月 7 日に「北海道トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」を開催して、トラック運転者の労働条件の改善の方策について確認した。</p> <p>イ 建設業</p> <p>中小規模の地場建設事業場に対して労働条件確保を主眼とした監督指導を 162 件実施し、110 件で労働基準関係法令違反(違反率 67.9%)が認められたので、是正を指導した。</p> <p>また、北海道建設業関係労働時間削減協議会を通じて、北海道開発局と連携し同局が発注する現場において、週休 2 日制の導入を進めた。</p> <p>③ 長時間労働につながる取引環境の見直し</p> <p>長時間労働の抑制等を主眼とした監督指導は①で述べたとおり 551 件であるが、このうち親事業の下請代金支払遅延防止法等違反に起因する労働基準関係法令違反は認められなかった。</p>
進捗を踏まえた下半期	① 引き続き時間外・休日労働時間数 1 か月当たり 80 時間を超えていると考えられる事業場及び過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して監

<p>の取組</p>	<p>督指導を実施することとし、特に過労死等防止啓発月間である 11 月に重点的に監督指導を実施するほか、過重労働相談受付集中月間の設置、過労死等防止対策推進シンポジウムの開催、しわ寄せ防止キャンペーンの設定等、過重労働解消に向けた取組を実施する。【資料 2-3、2-4、2-5、2-6】</p> <p>② 時間外労働の上限規制に係る適用が猶予されている自動車運転者と建設業に対し監督指導等により法令遵守を図りつつ、これらの業種に対し労働時間相談・支援班による集団指導等を実施して改正労働基準法の周知を行う。</p> <p>③ 下請事業場における長時間労働の背景に親事業場による下請代金支払遅延防止法等違反がないか監督指導の際には必ず確認し、通報対象に該当する場合には、確実に通報を行う。</p>
<p>担当部署</p>	<p>労働基準部監督課</p>

重点施策	労働基準部における重点施策
テーマ	1 ウィズコロナ時代に安全で健康に働けることができる職場づくり
取組目標	(3) 労働者が安全で健康に働けることができる環境の整備
取組結果	<p>① 労働災害防止施策の推進</p> <p>ア 13 次防における重点業種対策の取組【資料 2－7】</p> <p>(ア) 建設業</p> <p>㊦ 9 月末における死傷者数は 607 人（死亡 13 人）で墜落・転落災害が 32.3%を占めており、昨年同期（死亡 9 人を含む 559 人）より 48 人増加（8.6%）した。</p> <p>㊧ 災害が多く発生する時期の 3 月に建設工事着工期（4～6 月）及び 9 月に建設工事追い込み期（10～12 月）における墜落・転落災害防止対策、建設機械・クレーン災害防止対策、土砂崩壊災害防止対策等を重点に発注機関及び関係団体等に対して会議や文書で周知し、事業場及び現場に対しては関係機関と連携したパトロール、監督指導等を実施した。（監督指導件数 241 件）</p> <p>(イ) 製造業</p> <p>㊦ 9 月末における死傷者数は 799 人（死亡 2 人）で転倒災害が 27.7%を占めており、昨年同期（死亡 3 人を含む 742 人）より 57 人増加（7.7%）した。</p> <p>㊧ 災害の発生状況から特に転倒災害防止対策、機械災害への安全対策、パート・派遣労働者等の非正規労働者に対する雇入時の安全衛生教育の確実な実施について各関係団体等に対して文書で周知し、事業場に対しては監督指導（98 件）及び個別指導（23 件）を実施した。</p> <p>(ウ) 林業</p> <p>㊦ 9 月末における死傷者数は 50 名（死亡 1 人）で立木等による飛来・落下災害が 22.0%を占めている。令和元年に改正された伐木作業等の安全対策の規制についてあらゆる機会を通じて周知と定着を指導してきたことが実を結び、災害件数は昨年同期（死亡 3 人を含む 56 人）より 6 人減少（10.7%）した。</p> <p>㊧ 災害の発生状況から、伐木作業における基本的な安全対策について関係機関及び関係団体等に対して会議や文書で周知し、過去 3 年間に死亡労働災害を発生させた事業場の店社及び現場に対して監督指導 4 件と個別指導 3 件を実施した。</p> <p>イ 労働災害が増加傾向又は減少が見られない業種に対する労働災害防止対策</p> <p>(ア) 陸上貨物運送事業</p> <p>㊦ 9 月末における死傷者数は 565 名（死亡 5 人）で転倒災害が 23.3%を占めており、昨年同期（死亡 3 人を含む 533 人）より 32 人増加（6.0%）した。</p> <p>㊧ 災害の発生状況から転倒災害、荷役作業の安全対策、交通労働災害防止対策の実施について各関係団体に対して文書で周知し、重篤な災害が発生している事業場に対して個別指導（13 件）を実施した。</p> <p>(イ) 第三次産業</p> <p>㊦ 小売業、飲食店、社会福祉施設における 9 月末の死傷者数は昨年より増加してお</p>

り、転倒災害が多くを占めた。

①新型コロナウイルス感染拡大防止により、個別対応が難しかったことから「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の実施要綱について、北海道及び関係する40団体へ文書による要請を実施した。(7月)

(ウ) 農業及び畜産・水産業

②第一次産業における9月末の死傷者数は、水産業で減少がみられるものの、農業及び畜産業では増加しており、機械に関する災害が目につく。

③災害の発生状況から農業、畜産業には、関係団体に対して死亡労働災害撲滅に向けた緊急要請を実施、農業、畜産業、水産業で過去3年間に休業1か月以上の災害を2件以上発生させた事業場に対して、個別指導を10件実施した。

ウ 業種横断的な労働災害防止対策

(ア) 転倒災害防止対策

安全衛生関係団体等への会議及び全国安全週間周知時において、「STOP転倒災害プロジェクト」における転倒災害防止対策について周知した。

(イ) 冬季特有の要因による労働災害防止対策

11月の「北海道冬季ゼロ災運動」に向けて資料準備を実施。

(ウ) 高齢者の特性に配慮した安全衛生対策

高齢者である60歳以上の労働者における労働災害は年々災害件数が増加しており、その割合は約30%を占めている。

安全衛生関係団体等に対して会議及び全国安全週間周知時等において、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」「エイジフレンドリー補助金」「働く高齢者のための安全衛生管理セミナー」について周知した。

進捗を踏まえた下半期の取組

労働災害の発生状況を的確に捉えた上で効果的な労働災害防止対策の推進を図る。

ア 13次防における重点業種対策の取組

(ア) 建設業

上半期では、はしごや足場等からの墜落・転落防止措置等に関する指導が多かったことから、建設工事追い込み期実施要綱により、下半期においても同運動期間中は墜落・転落災害防止対策等を重点として事業場及び現場への監督指導及び個別指導を実施し、その結果を取りまとめて活用を図る。

(イ) 製造業

上半期では、動力機械等による災害防止措置等に関する指導が多かったことから、引き続き、動力機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害等を発生させた事業場に対して指導を実施する。水産食料品製造業については、各地区の水産物加工協同組合と連携し、中災防の安全衛生サポート事業を利用した集団指導を実施する。

集団指導の実施状況を踏まえ、関係団体等と連携した「製造業労働災害防止対策事務者会議」を開催する。

(ウ) 林業災害

今後ともチェーンソーによる伐木等作業及びかかり木の処理の安全管理の徹底について関係事業者に対して指導を実施する。

12月に「林業労働災害防止にかかる連絡会議」を開催する。

イ 労働災害が増加傾向又は減少が見られない業種に対する労働災害防止対策

(ア) 陸上貨物運送事業

上半期では、荷役作業における災害防止措置等の指導が多かったことから、これからも関係団体等と連携し、関係事業場に対して「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知の徹底を図る。

各署においては、荷主等連絡会議を開催し安全な荷役作業への取組を進める。

(イ) 第三次産業

引き続き、会議等の機会を捉え「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の周知の徹底を図るとともに、小売業に関しては転倒災害防止等、労働災害防止に関し多店舗展開企業等の連絡会議を開催する。

(ウ) 農業及び畜産・水産業

災害発生状況、災害事例の情報を提供することで各関係団体等と連携を図る。下半期においても関係事業場に対する指導を実施する。

ウ 業種横断的な労働災害防止対策

転倒災害防止対策、冬季特有の要因による労働災害防止対策、高齢者の特性に配慮した安全対策について、関係団体等と連携し、関係事業場に対して指導を実施する。

担当部署

労働基準部安全課

重点施策	労働基準部における重点施策
テーマ	ウィズコロナ時代に安全で健康に働くことができる職場づくり
取組目標	(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
取組結果	<p>②産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進</p> <p>ア 産業保健活動の推進</p> <p>今年度から適用される「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」、「定期健康診断等及び特定健康診断等の実施に関する協力依頼について」の周知を関係団体に行い、同様に安衛法に基づく定期健康診断等の結果を医療保健者に提供することの周知についても関係団体に行った。</p> <p>なお、令和2年度の北海道における定期健康診断結果の状況は受診率 83.9%、有所見率 61.7%となっている。</p> <p>イ 北海道産業保健総合支援センターとの連携により、産業保健の支援活動を推進した。</p> <p>ウ メンタルヘルス対策の推進</p> <p>メンタルヘルス対策については、「メンタルヘルス推進計画(H30～R4)」に基づき、各署の管内状況を踏まえたストレスチェック制度を含めたメンタルヘルス対策を計画的に実施した結果、推進計画の対象事業場におけるメンタルヘルスの取組率は目標値 80%以上に対し、84.1%となっている。【資料2-8】</p>
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>ア 上半期コロナ禍の影響により開催出来なかった産業医の研修等への参加により産業保健活動の推進を行う。</p> <p>イ 引き続き北海道産業保健総合支援センターの利用の勧奨に努める。</p> <p>ウ メンタルヘルス対策についても引き続き計画を推進し、特に特定9業種に対する取組の推進を実施する。</p>
担当部署	労働基準部健康課

重点施策	労働基準部における重点施策
テーマ	ウィズコロナ時代に安全で健康に働くことができる職場づくり
取組目標	(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
取組結果	<p>③ 化学物質対策、石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策の徹底</p> <p>ア 化学物質対策については中期計画（令和2年～令和4年度）を推進中である。 上半期においては剥離剤、溶接ヒュームについて、注意喚起を求めた。化学物質対策について119件の監督指導等を実施した。</p> <p>イ 石綿ばく露防止対策</p> <p>(ア) 地方自治体と情報を共有の上、問題の認められた85件に個別指導等を実施した。</p> <p>(イ) 改正石綿障害予防規則の周知に係る自主点検について、2万件の対象事業者に対して実施し、年度内の回収を目指す。</p> <p>(ウ) 新型コロナウイルス感染防止対策を行いながら、周知（集団指導等）を行った。</p> <p>ウ 粉じんばく露防止対策については、第9次粉じん障害予防対策に基づき、ずい道建設工事等の73件の監督指導等を実施した。</p>
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>ア 化学物質対策について、中期計画に基づき監督指導等を実施する。</p> <p>イ 石綿ばく露防止対策について、引き続き監督指導を実施する。 自治体（振興局）と連携して引き続き改正された法令の周知徹底を行う。</p> <p>ウ 粉じんばく露防止対策について、第9次粉じん障害予防対策に基づき引き続き監督指導を実施する。</p>
担当部署	労働基準部健康課

重点施策	労働基準部における重点施策										
テーマ	ウィズコロナ時代に安全で健康に働くことができる職場づくり										
取組目標	(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備										
取組結果	<p>④ 治療と仕事の両立支援</p> <p>ア 8月26日に開催した北海道地域両立支援推進チーム協議会で新たな5か年計画について示し、今後の活動の指標とした。併せて協議会構成員の活動状況の情報共有を行い、推進チームの各機関と連携し、両立支援の取組の促進を図った。【資料2-9】</p> <p>イ 9月29日に行われた両立支援コーディネーター事例検討会に参加し、活動事例の収集と共有化を行った。</p> <p>ウ あらゆる機会を通じ「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知を行った</p> <p>エ がん等の長期にわたる治療等が必要な疾患を持つ求職者に対し、病院と連携して行う就職支援を札幌・函館・旭川・釧路・苫小牧の5地域16拠点で実施した。※職業安定部において実施</p> <table border="0"> <tr> <td>令和3年度上半期実績</td> <td>新規対象者数</td> <td>159人</td> <td>就職件数</td> <td>86件</td> </tr> <tr> <td>令和2年度上半期実績</td> <td>新規対象者数</td> <td>102人</td> <td>就職件数</td> <td>60件</td> </tr> </table>	令和3年度上半期実績	新規対象者数	159人	就職件数	86件	令和2年度上半期実績	新規対象者数	102人	就職件数	60件
令和3年度上半期実績	新規対象者数	159人	就職件数	86件							
令和2年度上半期実績	新規対象者数	102人	就職件数	60件							
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>ア 引き続き、北海道地域両立支援推進チームの各機関と連携し、両立支援の取組の促進を行っていく。</p> <p>イ 今後も機会を捉えて好事例の収集に努める。</p> <p>ウ 今後もあらゆる機会を通じ「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知を行う。</p> <p>エ 引き続きがん等の長期にわたる治療が必要な疾患を持つ求職者に対し、病院と連携して、丁寧な就職支援を実施していく。※職業安定部において実施</p>										
担当部署	労働基準部健康課、職業安定部職業安定課										

重点施策	労働基準部における重点施策
テーマ	1 ウイズコロナ時代に安全で健康に働くことができる職場づくり
取組目標	(4) 労働条件の確保・改善対策
取組結果	<p>上半期は2度にわたる緊急事態宣言で延べ2か月にわたり庁外活動が抑制されるなか、以下の取組を実施した。</p> <p>① 法定労働条件の確保等</p> <p>一般労働条件に係る監督指導(関係法令の周知等を含む)に関して上半期は1,025件の監督指導を実施し、747件で労働基準関係法令違反(違反率72.9%)が認められ是正を指導したほか、8件の労働基準法等違反被疑事件を送致した。</p> <p>司法処分事案や監督指導結果を積極的に広報し、当局HPに掲載した。【資料2-10、2-11】</p> <p>「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(以下ガイドラインという)に関して監督指導や集団指導等をあらゆる機会を捉えて周知した。また、前述の①における一般労働条件に係る監督指導において、ガイドラインを遵守せず労働時間の不適切管理をしていた178件について改善を指導し、このうち賃金不払残業が認められた36件について是正を指導した。</p> <p>② 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進</p> <p>ア 技能実習生を含めた外国人労働者の法定労働条件の履行確保対策</p> <p>外国人労働者に関して外国人技能実習機構等との相互通報・情報提供を行うとともに、労働相談をはじめとする各種情報から労働基準関係法令の履行確保上問題が疑われる事案について43件の監督指導を実施したところ、35件(違反率81.4%)で法令違反が認められたので、是正を指導した。</p> <p>相互通報制度の運用については、当局から同機構等へ通報した件数は15件であり、同機構等から当局へ通報された件数は38件であった。当局へ通報された事案は全数監督を実施している。</p> <p>外国人技能実習生に係る行政機関の連携について、本年8月に技能実習法に係る北海道地区地域協議会を開催し、失踪防止に向けた取組、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた対応について協議した。</p> <p>イ 障害者である労働者</p> <p>労働基準部で把握した障害者虐待が疑われる事案は31件であり、障害者虐待が疑われる事案で監督指導を実施した事案は17件であった。</p> <p>③ 「労災かくし」の排除に係る対策の推進</p> <p>労災隠しについて厳正に対処した。</p> <p>④ 各種権限の公正かつ斉一的な行使及び丁寧な指導</p> <p>監督権限の公正かつ斉一的な行使を確保するため、地方労働基準監察を通して監督指導の実施状況や内容を確認し、必要な指導を実施した。</p> <p>労働基準監督官の職務遂行に必要な知識と技能を習得できる機会を設け、監督指導</p>

	<p>において法違反が認められた事業主に対し改善に向け懇切丁寧に指導ができるよう教育した。</p> <p>⑤ 社会保険労務士制度の適切な運営 懲戒処分を決定した事案はなかった。</p>
<p>進捗を踏まえた下半期の取組</p>	<p>① 法定労働条件の履行確保等 賃金不払残業をはじめとする労働基準関係法令の履行確保上問題が疑われる事業場に対して監督指導を実施し、法違反が認められた場合には是正指導させるとともに、重大・悪質な事案については司法処分とする。また、司法処分事案や監督指導結果については、広報を実施する。</p> <p>② 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進 ア 技能実習生を含めた外国人労働者の法定労働条件の履行確保対策 労働基準関係法令の履行確保上問題が疑われる事業場に対し監督指導を実施するとともに、関係機関との相互通報制度の確実な運用を図る。 イ 障害者である労働者 関係行政機関からの情報や相談・監督指導などあらゆる機会において、障害者虐待が疑われる事案の把握に努め、障害者の法定労働条件の履行確保上の問題があると考えられる場合は、監督指導を実施する。</p> <p>③ 「労災隠し」の排除に係る対策の推進 監督指導、集団指導等あらゆる機会を通じ、「労災かくし」の排除について、周知・啓発を図っていく。労災かくしの情報を把握した場合は、司法処分を含め厳正に対処する。【資料2-12】</p> <p>④ 各種権限の公正かつ斉一的な行使及び丁寧な指導 労働基準監督官が労働基準監督官行動規範に則り監督権限を行使するために、地方労働基準監察制度の厳格な運用、業務遂行能力向上のための研修等を随時実施する。【資料2-13】</p> <p>⑤ 社会保険労務士制度の適切な運営 関係部門と連携を図り、社会保険労務士の不正事案に係る情報収集に努め、同事案を把握した場合は、適切な調査を実施する。</p>
<p>担当部署</p>	<p>労働基準部監督課</p>

重点施策	労働基準部における重点施策
テーマ	1 ウィズコロナ時代に安全で健康に働けることができる職場づくり
取組目標	(5) 迅速かつ公正な労災保険の給付
取組結果	<p>脳・心臓疾患、精神障害及び石綿関連疾患を含む業務上疾病事案について、的確な進行管理により、標準処理期間内に決定するよう努めた結果、令和3年9月末の長期未決事案は次のとおりとなり、前年度同時期の件数を下回った。</p> <p>【長期未決件数】</p> <p>①脳・心臓疾患1件（5件）②精神障害12件（8件）③石綿関連疾患8件（13件） ④その他9件（8件） 合計30件（34件）</p> <p>（ ）内は前年同期の件数</p>
進捗を踏まえた下半期の取組	引き続き、的確な進行管理を行い、標準処理期間内に決定するよう努め、年度末における長期未決事案の件数を他律的要因がないものについて前年度の9件以下となるよう努める。
担当部署	労働基準部労災補償課

重点施策	労働基準部における重点施策
テーマ	最低賃金制度の適切な運営等
取組目標	<p>道内経済動向や地域の実情（新型コロナウイルス感染症による影響を含む）等を踏まえつつ、北海道地方最低賃金審議会の円滑な運営に努める。</p> <p>また、改定された場合の最低賃金については、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力を得て周知・徹底するとともに、広く道民に周知するため、地方公共団体等の広報誌を通じた効果的な周知広報に努める。</p> <p>さらに、履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を実施して、最低賃金の履行確保を図る。</p> <p>加えて、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、業務改善助成金のコースの新設・拡充、働き方改革推進支援センターの活用促進により、中小企業・小規模事業者の賃金引上げを支援する。</p>
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上半期に、本審6回、公益委員会議2回、運営小委員会2回、北海道最低賃金専門部会7回、特定最低賃金専門部会9回それぞれ開催した。 ○ 北海道最低賃金は1時間889円（令和3年10月1日発効）に改定されることから、使用者団体及び労働者団体に周知・徹底を要請した他、北海道及び179市町村に対し、広報誌への掲載を依頼した。【資料2-14】 ○ 札幌市内の使用者団体へ直接赴き、コースの新設・拡充された業務改善助成金を説明の上、利用促進の協力を要請し、札幌市以外の使用者団体へは業務改善助成金のリーフレットを送付し利用促進を依頼した。北海道働き方改革推進支援センターへもリーフレットを持込んだ。 ○ また、全道の労働基準監督署・支署に対し、集団指導等の機会に業務改善助成金の利用案内を行うよう指示しており、既にいくつかの署において実施している。
進捗を踏まえた下半期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改定した特定（産業別）最低賃金についても、北海道最低賃金に引続き広く道民に周知・徹底するよう努める。【資料2-15】 ○ 第4四半期に、全道の労働基準監督署・支署において履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を実施し、最低賃金の履行確保を図る。 ○ 引き続き、業務改善助成金の利用促進に努め、局内・局署一体となり周知・迅速処理に努める。 ○ 北海道働き方改革推進支援センターの活用促進により、中小企業・小規模事業者の賃金引上げを引続き支援する。
担当部署	労働基準部賃金室

重点施策	職業安定部における重点施策
テーマ	1 雇用の維持・継続に向けた支援
取組目標	
取組結果	<p>(1) 雇用調整助成金の活用による失業の予防</p> <p>令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、特例措置を拡充し利用促進を図ってきたが、令和3年度においても緊急事態措置を実施する地域やまん延防止措置の対象となる地域、また、特に業況が厳しい企業に対して特例措置を設ける等、引き続き利用促進を図った。</p> <p>雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症特例措置関係 令和2年2月14日施行)</p> <p>【支給申請件数】 146,117件(令和2年2月～令和3年9月末)</p> <p>【支給決定件数】 142,632件(同上)</p> <p>(2) 産業雇用安定助成金の活用による雇用の維持</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響に伴い経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行った。</p> <p>産業雇用安定助成金</p> <p>【計画書受理件数】 94件(令和3年2月～令和3年9月末)</p> <p>※出向労働者数(予定含む) 455人(同上)</p> <p>【支給決定件数】 31件(同上)</p> <p>在籍出向の情報やノウハウの共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的として、道内の経済団体や労働団体、行政機関等関係機関により構成された北海道在籍型出向等支援協議会を設置し、4月26日に第1回協議会を開催した。</p> <p>また、在籍型出向により労働者の雇用維持を検討している企業を対象として、「在籍型出向の新たな助成制度説明会」の開催や(公財)産業雇用安定センター北海道事務所と連携し、業界団体や企業に対する事業説明の実施、当局ホームページに出向受入企業情報を掲載するなど、在籍型出向を活用した雇用維持に取り組んでいる。</p>
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>雇用調整助成金を効果的に活用し、労働者の雇用の維持を図った事業主の支援に取り組んできたところである。申請書類の簡素化や助成額の大幅な引き上げとなっている特例措置については今年度も継続されてきたところであり、引き続き迅速な支給に努める。</p> <p>在籍型出向制度を活用して労働者の雇用の維持を図る事業主に対し、産業雇用安定助成金を効果的に活用していただく等の支援に取り組んできたところである。今後は、第2回協議会の開催等により、関係機関との連携を一層密接にし、引き続き(公財)産業雇用安定センター北海道事務所と連携の上、送出企業や受入企業の確保に努め、在籍型出向を活用した雇用維持に取り組んでいく。</p>
担当部署	職業安定部職業対策課、職業安定課

重点施策	職業安定部における重点施策																		
テーマ	2 ハローワークシステムの刷新を踏まえた職業紹介業務の充実・強化について																		
取組目標																			
取組結果	<p>オンライン求職登録やオンライン職業紹介、オンライン自主応募を可能とするハローワークシステム刷新の追加リリース第2弾が9月21日に実施されたところ。</p> <p>これらの追加機能による効果的・効率的な就職支援業務が実施できるように、求職者及び求人者に対し、リーフレット等を活用した周知などにより、マイページの開設を促進した。【資料3-1、3-2】</p> <p>また、来所による支援が必要な求職者に対し、課題解決支援サービスなど専門的な職業相談サービスの提供が可能となるよう、求職者担当者制の対象者となる層を拡充するとともに、ハローワークの担当者に対する就職支援に関する研修を実施するなどして、機能強化を図っている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、求人充足のフォローアップと併せた事業所訪問は困難であったが、職業相談部門と求人受理部門で連携した求人充足会議を開催する等、求人条件の緩和や求人票記載内容の見直しの助言により、求人充足の促進を図った。</p> <p>【参考数値】</p> <table border="0"> <tr> <td>・就職件数（常用）</td> <td>23,749件</td> <td>(R3.9月末現在)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>23,206件</td> <td>(R2.9月末現在)</td> </tr> <tr> <td>・求人充足件数</td> <td>23,804件</td> <td>(R3.9月末現在)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>23,206件</td> <td>(R2.9月末現在)</td> </tr> <tr> <td>・雇用保険受給者の早期再就職件数</td> <td>9,151件</td> <td>(R3.8月末現在)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,484件</td> <td>(R2.8月末現在)</td> </tr> </table>	・就職件数（常用）	23,749件	(R3.9月末現在)		23,206件	(R2.9月末現在)	・求人充足件数	23,804件	(R3.9月末現在)		23,206件	(R2.9月末現在)	・雇用保険受給者の早期再就職件数	9,151件	(R3.8月末現在)		10,484件	(R2.8月末現在)
・就職件数（常用）	23,749件	(R3.9月末現在)																	
	23,206件	(R2.9月末現在)																	
・求人充足件数	23,804件	(R3.9月末現在)																	
	23,206件	(R2.9月末現在)																	
・雇用保険受給者の早期再就職件数	9,151件	(R3.8月末現在)																	
	10,484件	(R2.8月末現在)																	
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>引き続き、求人者・求職者マイページの開設促進を図るとともに、来所による支援が必要な求職者に対し、求職者担当者制の対象者数の増加に取り組む等により、丁寧な就職支援に取り組んでいく。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症が収束傾向に向かえば、求人充足のフォローアップを併せた職員による事業所訪問に取り組み、求人充足の促進を図っていく。</p>																		
担当部署	職業安定部職業安定課																		

重点施策	職業安定部における重点施策
テーマ	3 業種・職種・地域を超えた再就職等の促進
取組目標	(1) 職業訓練を通じた職業スキルや知識の習得の促進 【目標値】 公的職業訓練の修了3ヶ月後の就職率 施設内訓練 80%、委託訓練 75%、 求職者支援訓練基礎コース 60%、実践コース 65%
取組結果	<p>地域ニーズに応じた公的職業訓練の設定や周知と広報に努めたほか、ハローワークに設置されたコロナ対応ステップアップ相談窓口において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて離職した方等に職業訓練の受講あっせんや就職支援を実施した。</p> <p>ア 地域ニーズに応じた公的職業訓練の実施 ハローワークにおける3か月毎のニーズ調査を関係機関と共有することで、ニーズに基づいた訓練コースの開講に向け連携している。また、北海道地域訓練協議会ワーキングチームを開催して、道・機構と業務進捗状況や問題点等を確認した。</p> <p>イ 公的職業訓練「ハロートレーニング」の周知、広報 SNS（Twitter・Facebook）を活用した周知やYouTubeでのプロモーション動画の配信のほか、北海道労働局のHP（訓練コーナー）を刷新し、広報の強化を図った。 【資料3-3】</p> <p>ウ 訓練受講者の確保と就職支援 訓練の個別コース毎の応募状況を毎週ハローワークに提供し、戦略的な受講あっせんに努めている。 また、訓練修了前からハローワークへ誘導することにより個別支援につなげ、訓練修了後3か月までの就職実現に努めている。 【公共職業訓練受講修了者】《R2・10月～R3・3月修了分》（前年同期） 就職率：「施設内訓練」86.1%（87.1%）・「委託訓練」71.8%（74.5%） 【求職者支援訓練修了者】「速報値」《R2・10月～R3・3月修了分》（前年同期） 就職率：「基礎コース」50.0%（67.3%）、「実践コース」60.0%（59.9%）</p>
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>ニーズに基づいた訓練コースの開講や、新規訓練実施者の開拓のため、関係機関との更なる連携を図る。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響で職業訓練の受講を先送りしてきた求職者に向けて、SNS等を活用した周知、広報を継続するとともに、特にeラーニング等、オンラインを活用した職業訓練のPRのほか、求職者等に対する適切な受講あっせんや訓練期間中からの積極的な就職支援の実施により就職促進を図る。</p> <p>更にIT系訓練の充実・強化を図るため、IT人材を求める求人事業者に対しアンケートを実施し、その結果を関係機関と共有するなど、就職実現性の向上のための取組を行う。</p>
担当部署	職業安定部訓練室

重点施策	職業安定部における重点施策
テーマ	3 業種・職種・地域を超えた再就職等の促進
取組目標	(2) 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等への業種・職種を超えた再就職等の支援
取組結果	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等を対象として令和3年1月に札幌所に設置した「JOB-チェンジサポートコーナー」について、令和3年7月にニーズの高いハローワーク4地域に追加で設置した（札幌東所、札幌北所、ハローワークプラザ札幌、旭川所）。</p> <p>同コーナーでは、経験した職務の棚卸しや職業アセスメントを活用するなどし、自己理解・職業理解を進めた上で、人材確保コーナーと連携して、介護分野や運輸、警備業界などのセミナーやマネープランに関するセミナーを実施し、経験のない仕事に就くことへの仕事や金銭面での不安の軽減や就業意欲の喚起を図るほか、必要に応じコーナー利用者のニーズに応じた個別求人開拓を行うなどして、業種・職種を超えた再就職支援を推進している。【資料3-4】</p> <p>「JOB-チェンジサポートコーナー」における支援実績</p> <p>【支援開始者数】 507人 （9月末現在）</p> <p>【就職件数】 422件 （9月末現在）</p> <p>トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコースによる事業主への助成</p> <p>【計画届】 4件 （9月末現在）</p> <p>【支給申請件数】 2件 （9月末現在）</p>
進捗を踏まえた下半期の取組	「JOB-チェンジサポートコーナー」等を活用し、引き続き業種・職種を超えた再就職支援を推進していく。
担当部署	職業安定部職業安定課、職業対策課

重点施策	職業安定部における重点施策
テーマ	3 業種・職種・地域を超えた再就職等の促進
取組目標	(3)「雇用対策協定」等による地方公共団体との連携
取組結果	<p>ア 労働分野における国と地方公共団体との連携</p> <p>北海道と当局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の3者で締結した「北海道労働政策協定」の令和3年度事業計画において、多様な働き手に対する就職支援、産業振興と雇用創出の一体的な取組、職業能力開発機会の拡大とキャリア形成に向けた支援、就業環境整備の推進、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う雇用対策・テレワークの推進等に取り組んでいる。</p> <p>また、札幌市と締結した「雇用対策協定」の令和3年度事業計画においては、包括的な求職者・求人者支援、女性の活躍推進及び雇用環境の改善、若年者に対する就職支援と人口還流に向けた取組、高齢者の掘り起し及び雇用機会の拡大に取り組んでいる。</p> <p>イ 地方公共団体と労働局の協定に基づく一体的実施の推進</p> <p>地方自治体からの提案を基に国と地方自治体との間で協定を締結し、事業目標を定め、国が行う雇用施策と地方自治体が行う業務の一体的実施事業を実施した（北海道2か所、札幌市9か所、函館市2か所、旭川市2か所、北見市1か所、釧路市1か所の他、委託事業を実施）。</p> <p>【委託事業】</p> <p>(北海道)・新規高等学校卒業予定者に係る採用意向調査（7月～8月実施、調査対象14,985社、回答3,450社、回収率23.0%）</p> <p>・オンライン方式学生合同企業説明会（1回目 8月24日、25日開催（参加企業81社、のべ参加者191人）、2回目 9月28日、29日開催（参加企業80社、のべ参加者172人））</p> <p>(札幌市)・「働きたいママのための就活準備セミナー」（オンライン併用）（前期7月～9月に20日間）（参加者数のべ42人（うちオンライン35人））</p> <p>ウ 市町村連携型ふるさとハローワークによる就職支援</p> <p>・ふるさとハローワークでの就職件数（9月までの累計、（ ）は前年同期）</p> <p>北広島市197件（151件）、恵庭市163件（154件）、登別市177件（135件）、美唄市118件（126件）、石狩市172件（134件）</p> <p>エ 地方創生にかかるU I J ターン事業での連携と雇用機会の創出</p> <p>北海道と緊密に連携し、事業に取り組んでいる。</p>

<p>進捗を踏まえた下半期の取組</p>	<p>ア 引き続き「北海道労働政策協定」、「雇用対策協定」に基づき地方公共団体と緊密に連携する。</p> <p>イ 引き続き一体的実施事業を実施。</p> <p>【委託事業】</p> <p>(北海道)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場見学会（オンライン併用）4圏域4回予定（11月下旬～12月上旬に実施予定） ・オンライン方式U・Iターンフェア（11月12日、13日開催予定、参加企業60社、来場者200人以上を予定） <p>(札幌市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「働きたいママのための就活準備セミナー」（オンライン併用）（後期11月～12月に20日間実施予定） <p>(旭川市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業説明会（オンライン併用）（高年齢求職者向けは10月30日、若年求職者向けは2月19日頃に実施予定） <p>ウ 引き続きふるさとハローワークにおいて就職支援を実施する（利用者の減少が見られる施設については、地方自治体と周知活動をはじめ連携を強化し、利用勧奨に努める）。</p> <p>エ 北海道と連携し、オンライン方式「北海道U・Iターンフェア2022春」を開催（令和4年3月予定）</p>
<p>担当部署</p>	<p>職業安定部職業安定課</p>

重点施策	職業安定部における重点施策																
テーマ	4 非正規雇用労働者等の再就職支援																
取組目標	<p>(1) 非正規雇用労働者等に対する個々の状況に応じたきめ細かな担当者制支援</p> <p>【目標値】フリーター等の正社員就職数について、10,649人以上を目指す。</p>																
取組結果	<p>非正規雇用労働者及びフリーターの就職を支援するため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークに配置している就職支援ナビゲーターによる、求職者個々のニーズや能力に応じたきめ細かな担当者制による職業相談、職業紹介の実施 ・道内9か所の地域若者サポートステーションと連携した支援の実施 ・北海道労働政策協定に基づく「みらいっぼ（北海道わかもの就職応援センター）」及び道内5か所のジョブカフェ地方拠点など北海道との連携による支援の実施 <p>フリーター等（就職氷河期世代を含む。）の正社員就職件数</p> <table border="0"> <tr> <td>令和3年度（8月末現在）</td> <td>4,495件</td> </tr> <tr> <td>令和2年度（8月末現在）</td> <td>3,916件</td> </tr> </table> <p>わかものハローワーク等における取扱状況（就職件数）</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">札幌わかものハローワーク</td> </tr> <tr> <td>令和3年度（8月末現在）</td> <td>154件</td> </tr> <tr> <td>令和2年度（8月末現在）</td> <td>127件</td> </tr> <tr> <td colspan="2">わかもの支援窓口（道内6か所）</td> </tr> <tr> <td>令和3年度（8月末現在）</td> <td>222件</td> </tr> <tr> <td>令和2年度（8月末現在）</td> <td>299件</td> </tr> </table>	令和3年度（8月末現在）	4,495件	令和2年度（8月末現在）	3,916件	札幌わかものハローワーク		令和3年度（8月末現在）	154件	令和2年度（8月末現在）	127件	わかもの支援窓口（道内6か所）		令和3年度（8月末現在）	222件	令和2年度（8月末現在）	299件
令和3年度（8月末現在）	4,495件																
令和2年度（8月末現在）	3,916件																
札幌わかものハローワーク																	
令和3年度（8月末現在）	154件																
令和2年度（8月末現在）	127件																
わかもの支援窓口（道内6か所）																	
令和3年度（8月末現在）	222件																
令和2年度（8月末現在）	299件																
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>引き続き、非正規雇用労働者及びフリーターへの就職支援を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職支援ナビゲーターによる支援対象者の選定と個々のニーズや能力に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介の実施 ・地域若者サポートステーションと連携した支援の実施 ・北海道労働政策協定に基づく「みらいっぼ（北海道わかもの就職応援センター）」及び地方拠点を含むジョブカフェとの取組について、北海道との連携による一体的な就職支援の実施 																
担当部署	職業安定部職業安定課																

重点施策	職業安定部における重点施策
テーマ	4 非正規雇用労働者等の再就職支援
取組目標	(2) 求職者支援訓練による再就職支援
取組結果	<p>ア SNS (Twitter・Facebook)、YouTube を活用した職業訓練や求職者支援制度 (特例措置含む) の周知の実施及び北海道労働局HP (職業訓練関係) を刷新し、職業訓練受講を検討する方が現在募集中の訓練を探しやすく、また、ハローワークの職業相談窓口においても活用できるよう工夫した。</p> <p>イ 令和3年4月から、募集中の訓練の充足状況を安定所に送付し、職業訓練担当者のみならず、ハローワークの職業相談担当者間が共有し、職業訓練受講あっせんに活用するよう指示。</p> <p>ウ 介護職員初任者研修訓練を札幌圏において定期的の開講するようコース設定することで、受講申込みをしやすくする取組を7月から実施。</p>
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>上記取組の継続のほかに、デジタル化の推進に伴い、IT系の訓練の充実、強化を図るため、IT人材を求める求人事業者に対しアンケートを実施し、得られた意見を関係機関と共有して、訓練計画や就職実現のための実効性の高い訓練プログラム等に反映させることを目指す。</p>
担当部署	職業安定部訓練室

重点施策	職業安定部における重点施策
テーマ	4 非正規雇用労働者等の再就職支援
取組目標	(3) ハローワークにおける生活困窮者等の就労支援 【目標値】 就職率 63.7%
取組結果	<p>ア 地方公共団体（福祉事務所、自立相談支援機関）と連携し、生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援を推進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就職率 61.6%（R3.9月末現在） 56.8%（R2.9月末現在） <p>イ 昨年度、新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮となった者を対象とする「住居・生活及び就職に関する相談窓口」を札幌3所に設置したが、令和3年度においても札幌3所の窓口は継続、他所は当該業務に関する業務は就職支援ナビゲーター（就労支援分）が所掌するよう実施要領の改正があり、全てのハローワークで取扱うこととなり、生活保護や各種貸付制度の相談について適切に誘導を行った。</p> <p>ウ 特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）について、関係機関と連携を図り、該当事業所に対する周知に努めた。</p>
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>ア 関係機関と一層の連携を図り、各地方公共団体と協定を結び、生活保護受給者等の生活困窮者をチーム支援等の支援対象とする生活保護受給者等の就労自立促進のための取組を積極的に実施する。</p> <p>イ 新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者に対しては、その方の状況に応じた支援を行うために求職者担当者制による個別支援などにより、丁寧な対応に努めるほか、来所を希望されない方に対しては、電話やオンラインを活用した職業相談、紹介を実施する。</p> <p>ウ 自治体のほか、関係機関と一層の連携を図り、特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）の活用を促進する。</p>
担当部署	職業安定部訓練室

重点施策	職業安定部における重点施策															
テーマ	4 非正規雇用労働者等の再就職支援															
取組目標	(4) 新規学卒者等への就職支援 【目標値】新規学卒者の就職内定率について、前年度実績以上を目指す。															
取組結果	<p>ア 新規高卒者に対する就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校との連携体制構築のため、求人受理開始前に全ての高校を対象に学卒担当職員及び就職支援ナビゲーターによる訪問を行い、ハローワークにおける支援メニューの説明を行うなど連携の強化を図った。 ・就職支援ナビゲーターによる継続的な求人開拓、管内の求人動向の学校との情報共有、就職希望者のニーズに応じた職業相談、面接指導などの支援を実施した。 ・就職希望の高校3年生を対象に、就職への動機付けや職業・企業選択能力の向上を図る「就職ガイダンス」を6月～9月で31回開催した。 <p>【新規高等学校卒業者の就職内定率】</p> <table border="0"> <tr> <td>令和4年3月卒</td> <td>(9月末現在)</td> <td>40.8%</td> </tr> <tr> <td>令和3年3月卒</td> <td>(9月末現在)</td> <td>実績なし(※)</td> </tr> <tr> <td>令和2年3月卒</td> <td>(9月末現在)</td> <td>40.4%</td> </tr> </table> <p>※選考・採用内定開始期日の変更(9月16日から10月16日に変更)により9月末時点における就職内定数の実績なし</p> <p>イ 新規大卒者等に対する就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等との連携を図るため、大学等ごとに担当の就職支援ナビゲーターを定め、ハローワークに求めるニーズを把握の上、各種セミナー、出張相談等を実施した。 ・出張相談の実施により把握した未内定者に対しては、ハローワークの支援メニューの周知を行い、窓口利用への誘導を図った。 <p>なお、札幌新卒応援ハローワークの周知については、SNS (Facebook・Twitter) を利用した情報発信による周知を積極的に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大学等WEB合同企業説明会 2021 in 北海道」を開催 <table border="0"> <tr> <td>第1回：8/24～8/25</td> <td>参加企業 80社</td> <td>のべ参加者 191人</td> </tr> <tr> <td>第2回：9/28～9/29</td> <td>参加企業 79社</td> <td>のべ参加者 172人</td> </tr> </table>	令和4年3月卒	(9月末現在)	40.8%	令和3年3月卒	(9月末現在)	実績なし(※)	令和2年3月卒	(9月末現在)	40.4%	第1回：8/24～8/25	参加企業 80社	のべ参加者 191人	第2回：9/28～9/29	参加企業 79社	のべ参加者 172人
令和4年3月卒	(9月末現在)	40.8%														
令和3年3月卒	(9月末現在)	実績なし(※)														
令和2年3月卒	(9月末現在)	40.4%														
第1回：8/24～8/25	参加企業 80社	のべ参加者 191人														
第2回：9/28～9/29	参加企業 79社	のべ参加者 172人														
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>ア 新規高卒者に対する就職支援</p> <p>引き続き就職支援ナビゲーターによる継続的な求人開拓や、きめ細かな職業相談を実施するほか、未内定生徒の保護者向け啓発文の送付、新規高卒者就職面接会(道内8地域で10回の開催予定)を開催する。</p> <p>イ 新規大卒者等に対する就職支援</p> <p>引き続き就職支援ナビゲーターによる大学等への定期訪問を行い、未内定者の把握などの情報収集及び新卒応援ハローワークの支援メニューの周知とともに出張相談を実施するほか、新規大卒者等を対象とした就職面接会(札幌)を開催する。</p>															
担当部署	職業安定部職業安定課															

重点施策	職業安定部における重点施策
テーマ	5 人材不足分野への就職支援
取組目標	(1) 雇用と福祉の連携による離職者への介護分野への就職支援
取組結果	<p>ア 新型コロナウイルス感染症の影響等により離職し、職種転換の必要性があると判断される者等に対して、介護・障害者福祉分野等の訓練への職場見学・体験を組み込んだ訓練を実施した。</p> <p>イ 道や機構が認定した介護分野の訓練情報を取りまとめ、ハローワークでの積極的なあせんに活用するとともに、北海道社会福祉協議会への介護分野訓練情報の提供により福祉人材センター利用者に対し、ハローワークへの誘導等の連携を図った。</p> <p>ウ 求職者が介護分野の職業訓練をより身近に捉え、申込みがしやすくなるよう、求職者支援訓練の介護職員初任者講習に相当するコース（札幌圏）について、一定の間隔で開講することとし、併せて介護分野への就職者向け貸付事業や奨励金事業を周知するなど受講促進を図った。</p>
進捗を踏まえた下半期の取組	新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、訓練全体としては利用が増えなかったが介護分野訓練の受講者は増加している。引き続き、上記の取組みを継続する。
担当部署	職業安定部訓練室

重点施策	職業安定部における重点施策
テーマ	5 人材不足分野への就職支援
取組目標	(2) 人材不足分野のマッチング
取組結果	<p>ハローワークの「人材確保対策コーナー」を中心に、業界団体等関係機関と連携を図り、人材不足分野の人材確保に向けた取組を実施した。</p> <p>また、人材確保等支援助成金制度の周知・広報により活用を促進し、職場環境改善の促進を図った。</p> <p>ア 医療・福祉分野への人材確保支援</p> <p>【北海道ナースセンター・ハローワーク連携事業連絡調整会議】 令和3年7月8日(木)・・・書面開催</p> <p>【北海道福祉人材センター・ハローワーク連携事業連絡調整会議】 令和3年7月8日(木)・・・書面開催</p> <p>【北海道人材確保対策推進協議会「医療・福祉分野」】 令和3年7月8日(木)・・・書面開催</p> <p>イ 建設、警備及び運輸分野への人材確保支援</p> <p>【北海道人材確保対策推進協議会「建設・警備・運輸分野部会」】 令和3年8月26日(木)・・・WEB会議</p> <p>【北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会】(令和3年度第1回) 令和3年8月24日(火)・・・書面開催</p> <p>ウ 人材確保等支援助成金の周知による職場環境改善の促進</p> <p>【計画書受理件数】 53件 (R3.9月末現在) 103件 (R2.9月末現在)</p> <p>【支給決定件数】 72件 (R3.9月末現在) 112件 (R2.9月末現在)</p>
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>引き続き、ハローワークの「人材確保対策コーナー」を中心に、業界団体等関係機関との連携、企業説明会・面接会を開催するなど、人材不足分野の人材確保に向けた求人充足支援及び求職者支援を行い、マッチング支援を推進していく。</p> <p>また、人材確保等支援助成金制度の周知・広報により活用を促進し、職場環境改善の促進を支援する。</p> <p>【介護・看護人材合同面接会の開催】 令和3年11月3日(水)・・・ハローワーク札幌・札幌東・札幌北所において「介護・看護就職ディ」を開催。</p> <p>【保育士マッチング強化プロジェクトの取組】 令和3年12月12日(日)、ハローワーク札幌・札幌東・札幌北所において「SAPPORO 保育園ミーティング」(就職面接・説明会)を開催予定</p>
担当部署	職業安定部職業安定課、職業対策課

重点施策	職業安定部における重点施策				
テーマ	6 就職氷河期世代活躍支援プランの実施				
取組目標	(1) チーム制による伴走型支援 【目標値】 正規雇用に結びついた不安定就労者数 4,300 人以上				
取組結果	<p>ア 就職氷河期世代の不安定就労者・無業者の方への就職支援のための専門窓口「就職氷河期世代サポートコーナー」を札幌わかものハローワーク（令和2年4月13日開設）、ハローワーク函館（令和3年3月22日開設）に設置している。</p> <p>「就職氷河期世代サポートコーナー」では、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、各種セミナーや就職面接会の開催、職業訓練のあっせん、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援等の支援メニューにより、就労・生活支援アドバイザー、就職支援コーディネーターなど専門担当者によるチーム支援を実施している。</p> <p>また、専門窓口が設置されていないハローワークにおいても、一人ひとりの課題に応じて正社員化の実現等に向けたきめ細かな支援を実施している。</p> <p>イ 就職氷河期世代の雇用機会の増大を図るため、特定求職者雇用開発助成金（氷河期世代安定雇用実現コース）やトライアル雇用助成金の活用について、求人受理時や求人開拓時等、事業所とのあらゆる接触機会を捉えて積極的に周知を行っているほか、SNS（Facebook・Twitter）を活用した情報発信により制度の周知及び利用の促進にも努めている。</p> <p>【ハローワークによる就職氷河期世代（35歳～55歳未満）の正社員就職件数】</p> <table border="0"> <tr> <td>令和3年度（8月末現在）</td> <td>2,299件</td> </tr> <tr> <td>令和2年度（8月末現在）</td> <td>1,880件</td> </tr> </table>	令和3年度（8月末現在）	2,299件	令和2年度（8月末現在）	1,880件
令和3年度（8月末現在）	2,299件				
令和2年度（8月末現在）	1,880件				
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>引き続き、専門窓口「就職氷河期世代サポートコーナー」及び支援メニュー等の積極的な周知を図るとともに、就職氷河期世代の支援を必要とする方々に対し、きめ細かな伴走型支援を実施する。</p> <p>また、ハローワークにおいて正社員求人を提出する事業主や正社員での就職を希望する対象労働者へ特定求職者雇用開発助成金（氷河期世代安定雇用実現コース）やトライアル雇用助成金の活用について丁寧な説明を行うほか、引き続き、各助成金の周知・広報に努め、制度の適切な運用を図る。</p>				
担当部署	職業安定部職業安定課、職業対策課				

重点施策	職業安定部における重点施策
テーマ	6 就職氷河期世代活躍支援プランの実施
取組目標	(2) 北海道就職氷河期世代活躍支援プラットフォームにおける取組及び地域若者サポートステーションとの連携
取組結果	<p>ア 北海道就職氷河期世代活躍支援プラットフォームにおける取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省が策定した、就職氷河期世代活躍支援プランを踏まえ、北海道における就職氷河期世代の活躍に向けた効果的な支援策のとりまとめ、各種施策の進捗管理等を統括することを目的として、北海道労働局、北海道をはじめ、関係行政機関、北海道内の経済団体、労働団体、支援団体等を構成員とする「北海道就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム（以下「北海道PF」という。）」を令和2年7月20日に設置、「事業実施計画」を令和2年9月28日付けで策定した。 ・北海道PFにおける取組として、事業実施計画に基づき、不安定な就労状態にある方、長期にわたり無業の状態にある方、ひきこもりや生活困窮者など社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方などそれぞれの態様に応じた支援策を構成員及び支援機関等と連携し実施している。 ・北海道PF会議の開催 北海道PFにおける支援策の進捗状況や周知・広報の取組など構成員間の情報共有を図るための会議を開催した。 【北海道PF第4回会議（令和3年7月15日開催）】 ・委託事業における支援の取組 就職氷河期世代の雇入れや正社員化等の支援を図るため、委託事業「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援」により企業説明会を開催。 「就職氷河期世代のための企業説明会」 開催日：令和3年7月13日 13時00分～16時00分 場 所：札幌市中央区北1条西4丁目 札幌グランドホテル 2階金枝の間 参加企業数 33社、来場者数 48人 <p>イ 地域若者サポートステーションとの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職氷河期世代における長期無業者の支援のため、地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）の対象年齢が49歳まで拡充されたことを踏まえ、専門窓口である「就職氷河期世代サポートコーナー」をはじめサポステが設置されている地域のハローワークにおいて、サポステの相談窓口を定期的に開設しているほか、ケース会議の開催や定期的な打合せの実施などにより情報の共有を図り支援に努めている。

	<p>また、ハローワーク窓口において、サポステ事業の周知を図り、支援が必要と思われる利用者に対してサポステへの誘導を行っている。</p> <p>サポステ設置～9箇所（ ）はサテライト 【札幌・(岩見沢)、旭川、釧路、函館、苫小牧・(室蘭)、オホーツク、帯広】</p>
<p>進捗を踏まえた下半期の取組</p>	<p>ア 北海道就職氷河期世代活躍支援プラットフォームにおける取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道PF事業実施計画に基づき事業に取り組む。 ・北海道PF第5回会議の開催（令和4年2月頃） ・委託事業「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援」による支援の取組 <ul style="list-style-type: none"> 「特別相談会」の開催（令和3年10月13日） ハローワーク、ジョブカフェ北海道、さっぽろ若者サポートステーション、札幌市生活就労支援センター、札幌市就業サポートセンターの5機関が合同で札幌駅地下歩行空間で就職氷河期世代向けの相談会を開催 「就職面接会」の開催（令和3年11月10日） 「メディアによる情報発信を伴う訓練施設・企業へのバスツアー（見学）」の開催（令和3年11月） <p>イ 地域若者サポートステーションとの連携</p> <p>引き続き、サポステ事業の積極的な周知、ハローワーク及び福祉機関等との連携強化に努める。</p>
<p>担当部署</p>	<p>職業安定部職業安定課</p>

重点施策	職業安定部における重点施策
テーマ	6 就職氷河期世代活躍支援プランの実施
取組目標	(3) 民間事業者のノウハウ等を活かした不安定就労者の就職支援の実施
取組結果	<p>ア 就職氷河期世代の不安定就労者等の安定就職を支援する「不安定就労者再チャレンジ支援事業」(委託事業)を令和2年度から実施している。</p> <p>【令和3年度】 札幌、函館、旭川、帯広及び苫小牧地域において、9月までのコースで計10回実施、48名が参加。(年間20回開催予定) 就職数6件(令和3年9月末現在)</p> <p>【令和2年度実績】 札幌、函館、旭川、帯広及び苫小牧地域において、計16回実施、110名が参加。 就職数44件 定着支援による追加支給額対象者11名(令和3年9月末現在) ※ 就職者については定着支援を行い、6か月及び12か月経過後の定着の成果に応じて、委託先に対して追加支給を行うこととなっている。</p> <p>イ ハローワークにおいて、求職者に対し「短期資格等習得コース事業」(本省委託事業)への誘導を行うとともに、職業訓練受講給付金対象者への制度の運用が適切に行われるよう努めた。</p>
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>ア 新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた非正規労働者等に対しても「不安定就労者再チャレンジ支援事業」の積極的な利用促進を行う。</p> <p>イ 「短期資格等習得コース事業」の周知及び参加勧奨を行う。</p>
担当部署	職業安定部訓練室

重点施策	職業安定部における重点施策
テーマ	7 高齢者の就労・社会参加の促進
取組目標	<p>(1) 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高齢労働者の処遇改善を行う企業への支援</p> <p>(2) ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援の拡充</p> <p>(3) 高齢者雇用確保未実施企業に対する指導</p> <p>(4) 労働災害防止に向けた取組 ※労働基準部において実施</p> <p>(5) シルバー人材センターなどの地域における多様な就業機会の確保</p>
取組結果	<p>(1) 事業所を訪問し、令和3年4月1日施行の改正高齢法において新設された70歳までの就業確保措置について、制度内容の周知徹底及び啓発指導を実施するとともに、高齢者就業確保措置に関する好事例の情報収集を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢・障害・求職者雇用支援機構との連携による事業所訪問指導 <ul style="list-style-type: none"> 【訪問指導事業所数】 528社 (R3.9月末現在) 500社 (R2.9月末現在) <p>(2) 道内ハローワーク12所に設置した「生涯現役支援窓口」を利用する求職者に対し、丁寧な職業相談や情報提供に努め、各種就職支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生涯現役支援窓口」の状況 <ul style="list-style-type: none"> 【65歳以上の就職件数】 725件 (R3.9月末現在) 769件 (R2.9月末現在) <p>(3) 事業所を訪問し、65歳までの雇用確保措置を講じていない事業主に対して、導入に向けた助言・指導を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 「65歳までの高齢者雇用確保措置」実施状況 <ul style="list-style-type: none"> (「高齢者雇用状況等報告」令和2年6月1日現在、31人以上企業) 【報告書提出企業】6,260社、うち未実施企業7社 ※ その後の指導により令和3年3月末で未実施企業を0とした。 イ 高齢・障害・求職者雇用支援機構との連携による事業所訪問指導（再掲） <ul style="list-style-type: none"> 【訪問指導事業所数】528社（9月末現在） <p>(4) 安全衛生関係団体等への会議及び全国安全週間周知時等において、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」「エイジフレンドリー補助金」「働く高齢者のための安全衛生管理セミナー」について周知した。 ※労働基準部において実施</p> <p>(5) 地域における多様な就業機会の確保の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ア シルバー人材センターとの連携 <ul style="list-style-type: none"> 【道内シルバー人材センター数】40カ所 イ 生涯現役促進地域連携事業

	<p>【実施地域】 2 地域（帯広市、鷹栖町）令和 2 年度より 3 年間実施。</p>
<p>進捗を踏まえた下半期の取組</p>	<p>(1) 引き続き事業所への訪問指導を実施するとともに、例年実施している高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部・北海道労働局・ハローワーク主催による「地域ワークショップ 2021 高年齢者雇用推進セミナー」を 10 月 22 日（金）に開催した（119 名参加。70 歳までの就業機会確保に係る講演、事例発表、助成金の説明等を行った。）。</p> <p>(2) 引き続き、企業に対して高齢者雇用に係る理解促進を図るとともに、求職者に対しては、きめ細かな再就職支援を行う。</p> <p>また、企業とシニア人材のマッチングを図るため、新たに、札幌商工会議所主催、北海道労働局・（公財）産業雇用安定センター共催による「シニア人材対象 合同企業説明会」を 11 月 8 日（月）に開催する（企業 20 社、求職者 100 名参加予定。ハローワークによる相談窓口を設置）。</p> <p>(3) 令和 3 年度高年齢者雇用状況等報告において、65 歳までの雇用確保措置未実施企業を把握した場合は、年度内の解消に向けて、機構と連携の上、指導を行う。</p> <p>(4) 関係団体等と連携し、関係事業場に対して「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」「中小規模事業場安全衛生サポート事業」について周知を図る。</p> <p>※労働基準部において実施</p> <p>(5) 引き続き「シルバー人材センター事業」や「生涯現役促進地域連携事業」を通じて、各シルバー人材センター、地方公共団体及びハローワークとの連携・強化を図る。</p>
<p>担当部署</p>	<p>職業安定部職業対策課、労働基準部安全課</p>

重点施策	職業安定部における重点施策								
テーマ	8 障害者の就労促進								
取組目標	<p>(1) 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化</p> <p>(2) 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援の強化</p> <p>(3) 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援の推進</p>								
取組結果	<p>(1) 昨年度の障害者雇用状況報告(6-1 報告)において、法定雇用率が未達成の企業、特に雇入れ計画実施中の企業に対しては、安定所幹部職員による訪問指導を行い、併せて、企業向けチーム支援の積極的な活用を促すとともに、関係機関との連携による業務の切り出しや雇用管理に関する助言等を行った。</p> <p>精神障害者雇用トータルサポーター(企業支援分)(2所に配置)による支援</p> <p>【支援実施件数(9月末現在)】</p> <p>事業所支援 110件、定着支援 77件</p> <p>企業向けチーム支援の実施状況(9月末現在)</p> <p>【支援件数】</p> <table border="0"> <tr> <td>雇入れ支援件数</td> <td>37件</td> </tr> <tr> <td>紹介件数</td> <td>40件</td> </tr> <tr> <td>採用件数</td> <td>23件</td> </tr> <tr> <td>フォローアップ件数</td> <td>27件</td> </tr> </table> <p>(2) 個々の求職者の障害の程度・内容に応じた支援が必要であるため、障害特性に応じた専門家のカウンセリング等によるきめ細かな相談、就労支援を行った。</p> <p>精神障害者雇用トータルサポーター(8所に配置)による支援</p> <p>【支援対象者数】 221人(R3.9月末現在)</p> <p>218人(R2.9月末現在)</p> <p>【就職件数】 134件(R3.9月末現在)</p> <p>137件(R2.9月末現在)</p> <p>雇用トータルサポーター(大学等支援分(1所に、令和3年度新規配置))による支援(9月末現在)</p> <p>【支援対象者】18人、【就職者数】8人</p> <p>発達障害者雇用トータルサポーター(1所に配置)による支援</p> <p>【支援対象者】 22人(R3.9月末現在)</p> <p>20人(R2.9月末現在)</p> <p>【就職件数】 10件(R3.9月末現在)</p> <p>8件(R2.9月末現在)</p> <p>難病患者就職サポーター(2所に配置)による支援</p> <p>【支援対象者】 72人(R3.9月末現在)</p> <p>99人(R2.9月末現在)</p> <p>【就職件数】 25件(R3.9月末現在)</p> <p>21件(R2.9月末現在)</p>	雇入れ支援件数	37件	紹介件数	40件	採用件数	23件	フォローアップ件数	27件
雇入れ支援件数	37件								
紹介件数	40件								
採用件数	23件								
フォローアップ件数	27件								

	<p>(3) 昨年度の障害者任免状況報告において、雇用率未達成の公的機関、地方公共団体に対して、早期に安定所幹部による指導を実施した。また、公的機関からの要請により「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」をリモートで開催した。</p> <p>職場適応支援者（2所に配置）による支援</p> <p>【支援実施件数】 62件（R3.9月末現在） 72件（R2.9月末現在）</p> <p>公務部門関係相談窓口による相談件数</p> <p> 157件（R3.9月末現在） 4件（R2.9月末現在）</p>
<p>進捗を踏まえた下半期の取組</p>	<p>(1) 令和3年度の障害者雇用状況報告(6-1報告)を踏まえ、障害者雇用率未達成企業、特に雇用ゼロ人企業の状況や雇用が進まない理由等を分析し、効果的な達成指導を行っていく。</p> <p>また、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者になっていただくことを目的として、企業を対象とした「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催する。</p> <p>(2) 引き続き、各トータルサポーター等の支援を受けた障害者が就職に向けた次の段階に移行できるよう、職業相談部署との連携強化に努める。</p> <p>(3) 令和3年度の障害者任免状況を踏まえ、雇用率未達成の公的機関には、安定所幹部及び局幹部による訪問指導のほか、地方公共団体に対しては組織内の福祉部門との連携や管内障害者支援機関との連携を促す等、効果的な指導を行っていく。</p>
<p>担当部署</p>	<p>職業安定部職業対策課</p>

重点施策	職業安定部における重点施策
テーマ	9 外国人に対する支援
取組目標	<p>(1) 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援</p> <p>(2) 技能実習生を含めた外国人労働者の労働災害防止対策 ※労働基準部において実施</p> <p>(3) 北海道と連携した地域における外国人労働者の受入れ・定着のためのモデル事業の実施</p> <p>(4) 外国人求職者等に対する就職支援</p>
取組結果	<p>(1) 外国人雇用事業所への訪問等による指導</p> <p style="padding-left: 40px;">【指導件数】 100件 (R3.9月末現在) 2件 (R2.9月末現在)</p> <p>(2) 外国人の休業4日以上の労働災害は平成30年110人、令和元年121人、令和2年135人と増加傾向にある。技能実習生の休業4日以上の労働災害は平成30年54人、令和元年59人、令和2年75人と増加傾向にある。令和3年9月末現在、外国人の休業4日以上の労働災害は92件、そのうち技能実習生の休業4日以上の労働災害は35件で、外国人の労働災害は昨年同期より9件減少、技能実習生については、23件減少している。</p> <p style="padding-left: 40px;">労働災害の発生状況から、8月に外国人技能実習機構に対して文書により災害防止対策の取組について文書で要請した。</p> <p style="padding-left: 40px;">技能実習生が在籍する事業場に対して、安全衛生主眼の監督指導を40件実施した。 ※労働基準部において実施</p> <p>(3) 特定技能外国人の円滑な職場・地域への定着支援を行う「地域外国人材受入れ・定着モデル事業」を北海道と局・ハローワークの連携により実施した(令和2年9月開始)。</p> <p style="padding-left: 40px;">当該モデル事業への参加企業を募集し、支援対象企業を決定。外国人材と支援対象企業とのマッチングを実施し、外国人材について採用決定するも、コロナ禍の中、外国人材が入国できない状況にあることから、外国人材の受け入れ・定着のための支援については実施できていない状況。</p> <p style="padding-left: 40px;">・モデル事業実施状況(9月末現在:累計)</p> <p style="padding-left: 80px;">【支援対象企業数】 28件(介護23件、飲食料品製造5件)</p> <p style="padding-left: 80px;">【外国人材の採用決定人数】49人(介護40人、飲食料品製造9人)</p> <p>(4) 外国人求職者等に対する就職支援</p> <p style="padding-left: 20px;">① 外国人留学生等に対する相談支援の実施</p> <p style="padding-left: 40px;">ハローワーク札幌に設置している「留学生コーナー」において、職業相談や本省委託事業「外国人留学生採用サポート事業」との連携による効果的な支援に努</p>

めるとともに、留学生の採用を検討している事業主等に対して、外国人雇用管理アドバイザー（留学生支援分）による相談を実施した。

ア「留学生コーナー」の活用状況

【新規求職者数】	34人（R3.9月末現在）
	19人（R2.9月末現在）
【相談件数】	141件（R3.9月末現在）
	48件（R2.9月末現在）
【就職件数】	30件（R3.9月末現在）
	1件（R2.9月末現在）
【就職率】	88.2%（R3.9月末現在）
	5.3%（R2.9月末現在）

イ「外国人留学生採用サポート事業」の実施状況

【セミナー・相談会】	3回（R3.9月末現在）
	3回（R2.9月末現在）

ウ 外国人雇用管理アドバイザーの活動状況

【相談件数】	17件（R3.9月末現在）
	10件（R2.9月末現在）

② 定住外国人等に対する相談支援の実施

ハローワーク札幌に設置している「外国人雇用サービスコーナー」において、英語・中国語・韓国語の通訳を、ハローワーク岩内俱知安分室には令和2年度から英語の通訳を配置し、きめ細かな職業相談を実施するとともに、早期再就職支援及び安定的な就労の確保に向けた支援に努めた。

・「外国人雇用サービスコーナー」の活用状況

【新規求職者数】	121人（R3.9月末現在）
	173人（R2.9月末現在）
【相談件数】	604件（R3.9月末現在）
	576件（R2.9月末現在）
【就職件数】	17件（R3.9月末現在）
	32件（R2.9月末現在）
【就職率】	14.0%（R3.9月末現在）
	18.5%（R2.9月末現在）

進捗を踏まえた下半期の取組

(1) 引き続き、事業所への訪問等により制度の周知や雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助等を行う。

(2) 10月に関係団体等に対し、外国人労働者向け安全衛生教育用視聴覚教材の活用

等の周知を図り、監理団体を通じて各事業場に対して労働災害防止に向けた法令周知を図る。 ※労働基準部において実施

(3) 引き続き、北海道と局・ハローワークが連携の上、外国人材が円滑に職場・地域に定着できるよう、支援対象企業と外国人材のマッチング等を実施するとともに、今後、外国人材の入国が可能となった場合は、受け入れ・定着のための支援についても実施する。

(4) 引き続き大学等と連携の上、留学生への支援に努めるとともに、定住外国人等へは在留資格に基づき就職可能な職種を確認の上、個別支援を実施する。

担当部署

職業安定部職業対策課、労働基準部安全課

重点施策	職業安定部における重点施策
テーマ	10 求職者の状況に応じた就職等の支援
取組目標	(1) 季節労働者に対するきめ細かな就職支援等による通年雇用化の促進
取組結果	<p>求職者に対しては就職支援ナビゲーターによる就職支援、事業主に対しては通年雇用助成金等を周知し、その活用を働きかけ、季節労働者の通年雇用化促進に取り組んだ。</p> <p>就職支援ナビゲーターによる就職支援</p> <p>【支援開始者】 916人 (R3.9月末現在) 843人 (R2.9月末現在)</p> <p>【就職者数】 696人 (R3.9月末現在) 602人 (R2.9月末現在)</p> <p>うち常用 446人 (R3.9月末現在) 356人 (R2.9月末現在)</p> <p>通年雇用助成金制度の活用による通年雇用化の推進</p> <p>【申請事業所数】 3,078事業所 (令和2年度分実績) 3,375事業所 (令和元年度分実績)</p> <p>【申請対象労働者数】 6,783人 (令和2年度分実績) 8,335人 (令和元年度分実績)</p> <p>通年雇用促進支援事業 (委託事業) の実施状況</p> <p>【実施協議会数】 42協議会 (令和2年度分実績) 42協議会 (令和元年度分実績)</p> <p>【通年雇用化数】 1,965人 (令和2年度分実績) 2,076人 (令和元年度分実績)</p>
進捗を踏まえた下半期の取組	引き続き季節労働者への就職支援を実施する。また、通年雇用促進支援事業の受託協議会に対し、各種情報等の提供、事業メニューの周知など、ハローワークと効果的な連携を図り、季節労働者の通年雇用を促進する。
担当部署	職業安定部職業対策課

重点施策	職業安定部における重点施策
テーマ	10 求職者の状況に応じた就職等の支援
取組目標	(2) 刑務所出所者等の就労支援
取組結果	<p>矯正施設、保護観察所と連携を図り、要請による職業講話や個別支援を実施し、就職促進に努めた。また、月形刑務所、札幌刑務所・札幌刑務支所、網走刑務所の就労支援強化矯正施設については、就職支援ナビゲーターが駐在して、就職支援を行った。</p> <p>刑務所出所者等就労支援事業による就職支援</p> <p>ア 矯正施設入所者関係</p> <p>【支援開始者】 201人 (R3. 9月末現在) 201人 (R2. 9月末現在)</p> <p>【紹介就職者】 44人 (R3. 9月末現在) 49人 (R2. 9月末現在)</p> <p>イ 保護観察対象者関係</p> <p>【支援開始者】 62人 (R3. 9月末現在) 59人 (R2. 9月末現在)</p> <p>【紹介就職者】 31人 (R3. 9月末現在) 17人 (R2. 9月末現在)</p> <p>地域関係機関との連携</p> <p>北海道再犯防止推進連絡会議 (Web開催) 令和3年8月12日 (木)</p>
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>下半期においても、引き続き矯正施設、保護観察所等の関係機関と連携し、支援対象者への就職支援を行う。</p> <p>北海道再犯防止推進会議に付随する各種会議等に出席し、引き続き関係機関とのネットワーク構築を図る。</p>
担当部署	職業安定部職業対策課

令和3年度北海道労働局の行政目標（数値目標）

I 総務部の重要課題・目標

	重要施策	数値目標及び目標値設定の根拠	進捗状況
1	労働保険未手続事業一掃対策の推進	<p>【目標値】 令和3年度の成立目標件数1,250件</p> <p>【目標設定の根拠】 過去3年間の実績の平均値を上回る数値を目標に、新規の未手続事業把握件数も考慮の上、適用促進計画を策定</p>	未手続対象事業所数（新規把握事業を含む）は、9月末現在734件、解消事業数453件、成立件数405件、成立目標件数の達成率32.4%（前年同月比マイナス2.8ポイント）

II 雇用環境・均等部の重要課題・目標

	重要施策	数値目標及び目標値設定の根拠	進捗状況
1	雇用形態に関わらない公正な待遇の確保対策の推進	<p>【目標値】 報告徴収における指導事項の是正率を年度末において9割以上とする</p> <p>【目標設定の根拠】 報告徴収を実施した事案については、速やかに是正指導を行うことを目標としたもの</p>	<p>報告徴収実施 18件（R3.9月末現在）</p> <p>報告徴収指導 12件（ " ）</p> <p>報告調整是正 11件（ " ）</p> <p>是正率 91.7%</p> <p>* 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和3年7月から順次実施。</p>
2	個別労働関係紛争の解決の促進	<p>【目標値】 あっせん申請受理後、2か月以内の完結率を85%以上とする</p> <p>【目標設定の根拠】 令和2年度の目標値と同様としたもの</p>	<p>あっせん申請 95件</p> <p>2か月以内完結 71件</p> <p>2か月以内完結率 74.7%</p> <p>* 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、緊急事態宣言等の状況を踏まえ、当事者からの延期申し入れ等により、あっせん開催期日を延長したため、2か月以内の完結率は74.7%であった。</p>

III 労働基準部の重要課題・目標

	重要施策	数値目標及び目標値設定の根拠	進捗状況
1	13次防における業種別対策等の取組	<p>【目標値】 死亡災害について、過去最少（51人）の更新を目指す</p> <p>【目標設定の根拠】 死亡災害については、13次防の当初目標（64人以下）を達成しているため、本年度においても過去最少値の更新を目指す</p>	死亡災害 35人（9月末現在）であり、前年同期を上回った。
2	最低賃金制度の適切な運営等	<p>【目標値】 改定された最低賃金額の周知に際し、地方公共団体広報誌への掲載率100%を目標とする</p> <p>【目標設定の根拠】 道内の全労働者及び全使用者に改定後の北海道最低賃金の周知を図るため</p>	令和3年10月1日に発効する改定された（地域別）最低賃金の周知に際し、北海道及び179市町村に対して、文書により広報誌への掲載依頼を行った。
3	労災補償対策の推進	<p>【目標値】 長期末決事案の件数を、他律的要因を除いて対前年度末比（9件）以下とする</p> <p>【目標設定の根拠】 標準処理期間内の迅速・適正な処理のため</p>	<p>他律的要因を除く長期末決事案は、令和3年9月末現在25件となり、前年同期（21件）を上回ったが、要因としては精神障害事案の増加などがある。</p> <p>* 他律的要因とは、依頼した医学的資料の提出遅延などをいう。</p>

IV 職業安定部の重要課題・目標

	重要施策	数値目標及び目標値設定の根拠	進捗状況
1	就職氷河期世代活躍支援プランの実施	<p>【目標値】 正規雇用に関わらず不安定就労者数4,300人以上</p> <p>【目標設定の根拠】 「不安定な就労状態にある方」北海道23,300人/全国 541,700人×100÷4.3% 30万人（国の目標）×4.3%=12,900人（北海道の3年間の目標）1年間の目標は12,900人÷3=4,300人</p>	<p>ハローワークによる就職氷河期世代の正社員就職件数 【就職件数】2,299件(R3.8月末現在)</p>
2	若者に対する就職支援	<p>【目標値】 ・新規卒者の就職内定率について、前年度実績以上を目指す ・フリーター等の正社員就職数について、10,649人以上を目指す</p> <p>【目標設定の根拠】 本省より示された、令和3年度公共職業安定所のマッチング機能に関する業務目標に準じる</p>	<p>・令和4年3月新規高卒者の就職内定率40.8%(R3.9月末現在) ・令和4年3月新規大卒者等の就職状況は、令和4年3月末時点の状況を公表の予定。 ・ハローワークによるフリーター等（就職氷河期世代を含む）の正社員就職件数4,495件(R3.8月末現在)</p>
3	障害者、難病患者及びがん患者等の活躍促進等	<p>【目標値】 ハローワークの紹介による障害者の就職件数について前年度実績以上を目指す ※本省指示により、上半期は目標設定せず</p> <p>【目標設定の根拠】 ・本省より示された、令和3年度公共職業安定所のマッチング機能に関する業務目標に準じる</p>	<p>※下半期についても、本省指示により目標設定せず (参考数値) ・ハローワークの紹介による障害者の就職件数 2,370件(R3.9月末現在)</p>
4	職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進	<p>【目標値】 ※本省指示により、上半期は目標設定せず</p> <p>【目標設定の根拠】 ・本省より示された、令和3年度公共職業安定所のマッチング機能に関する業務目標に準じる</p>	<p>※下半期についても、本省指示により目標設定せず (参考数値) ・就職件数（常用） 23,749件 (R3.9月末現在) ・求人充足件数 23,804件 (R3.9月末現在) ・雇用保険受給者の早期再就職件数 9,151件 (R3.8月末現在)</p>
5	職業能力開発による就職等支援	<p>【目標値】 ・就職件数 ※本省指示により、上半期は目標設定せず ・就職率 施設内訓練80%、委託訓練75%、 求職者支援訓練基礎コース60%、実践コース65%</p> <p>【目標設定の根拠】 地域職業訓練実施計画による策定</p>	<p>・公的職業訓練の修了3か月後の就職率 施設内訓練 86.1% 委託訓練 71.8% 求職者支援訓練基礎コース 50.0% 実践コース 60.0%</p> <p>※就職件数は、下半期についても、本省指示により目標設定せず</p>
6	生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進	<p>【目標値】 ・支援対象者数、就職者数 ※本省指示により、上半期は目標設定せず ・就職率63.7%（過去3年平均）</p> <p>【目標設定の根拠】 生活保護受給者等就労自立促進事業に係る雇用保険二事業目標</p>	<p>就職率61.6%（R3.9月末） ※就職率=就職者数÷支援対象者数</p> <p>※支援対象者数、就職者数は、下半期についても、本省指示により目標設定せず</p>